# 令和2年度

# 地方公務員共済組合等事業年報

# 令和2年度

# 地方公務員共済組合等事業年報

### はしがき

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書 等に基づき「令和2年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和39年12月に昭和38年度版を発刊して以来、今回で58回目の刊行を迎えることになりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

令和4年3月

総務省自治行政局公務員部福利課長 野村 謙一郎

## 目 次

概	罗	5	
第 1	朱	度の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	地方公務員の共済組合制度の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2	社会保障協定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	地方議会議員の年金制度の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2	<b>4</b>	度の改正等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
<i>≯</i> 7 ∠	1	<b>                                  </b>	10
	2	令和2年度における年金額の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3	朱	度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	1	地方公務員の共済組合制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	2	地方団体関係団体職員の年金制度等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	3	地方議会議員の年金制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第4	事	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
I	土	<b>也</b> 方公務員共済組合の事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
[	[ I ]	組合及び組合員の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	1	組合等の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	2	組合員数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
	3	被扶養者数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
	4	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
[	Π]	短期給付の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	1	収支の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	2	短期財源率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	3	給付の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	(1)	) 給付の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	(2)	) 受診率等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42

	(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	42
	(4) 給付実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	[Ⅲ] 長期給付の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	1 長期財源率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	2 収入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	3 給付の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	4 長期給付積立金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	[IV] 福祉事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
ΙΙ	地方議会議員共済会の事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	[ I ] 地方議会議員の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	[Ⅱ] 給付経理の財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	[Ⅲ] 収支の概況(給付経理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
統	計 表 I (地方公務員等共済組合)	
1	組合員数、被扶養者数及び標準報酬等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
2	福祉施設に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
3	短期法定給付支給状況調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
4	短期附加給付支給状況調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
5	長期給付支給状況調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96
6	年金種類別受給権者状況調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
7	短期経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
8	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	108
9	厚生年金保険経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
10	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	114
11	退職等年金経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	118
12	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	120
13	経過的長期経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
14	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	124
15	業務経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126

16	同	損益計算	書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	128
17	保健経理	里貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	132
18	同	損益計算	書	134
19	医療経理	理貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	138
20	同	損益計算	書	140
21	宿泊経理	理貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	144
22	同		書	
23	住宅経理	理貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	152
24	同		書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
25	貯金経理		表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
26	同		書	
27	貸付経理	里貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	160
28	同		書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
29	物資経理	里貸借対照	表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	166
30	同		書	
31	財形経理		表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
32	同	損益計算	書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	176
		(	指定都市職員共済組合	
統	計 表	I の 2	都市職員共済組合 の組合別内訳	
טעוי	ш Д	1 47 2	市町村職員共済組合	
-1	勿 众 呂 ※			100
1			者数及び標準報酬等に関する調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2			<sub></sub>	192
3			状況調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	194
4				230
5			表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	238
6	同		書······	246
7			表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	262
8	同	損益計算	書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	274

9	保健経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	290
10	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	306
11	宿泊経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	330
12	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	346
13	貯金経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	366
14	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	374
15	貸付経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	386
16	同 損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	398
17	物資経理貸借対照表(市町村職員共済組合のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	418
18	同 損益計算書( 同 上 )	426
19	財形経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	436
20	同 損益計算書	444
統	計 表 Iの3 (再掲 地方公務員共済組合連合会)	
1	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	460
2	同 損益計算書	460
3	退職等年金給付調整経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	461
4	同 損益計算書	461
5	経過的長期給付調整経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	462
6	同 損益計算書	462
7	基礎年金拠出金経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	463
8	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	463
9	厚生年金拠出金経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	464
10	同 損益計算書	464
11	業務経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	465
12	同 損益計算書	465
統	計 表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)	
1	災害給付経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	468
2	同	468

3	保健給付経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	469
4	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	469
5	厚生年金保険経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	470
6	同 損益計算書	470
7	退職等年金経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	471
8	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	471
9	経過的長期経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	472
10	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	472
11	業務経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	473
12	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	473
13	宿泊経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	474
14	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	474
15	団体信用生命保険経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	475
16	同 損益計算書	475
17	貸付債権共同保全経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	476
18	同 損益計算書	476
19	短期給付財政調整経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	477
20	同 損益計算書	477
21	短期給付特別財政調整経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	478
22	同 損益計算書	478
23	育児・介護休業給付経理貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	479
24	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	479
25	財形経理貸借対照表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	480
26	同 損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	480
統	<b>計 表 Ⅱ</b> (地方議会議員共済会)	
1 1	議員数及び報酬に関する調······	482
2	共済給付金支給状況調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	482
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	482
U		102

4	給付経理	<b>Ľ貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	483
5	同	損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	483
6	業務経理	LI貸借対照表·····	484
7	同	損益計算書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	484

概 要

### 第1 制度の沿革

### 1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法(昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。)が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の相違によって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

(1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

- 一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合 令(昭和15年勅令第827号)による短期給付制度が適用されていた。
- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、 公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用 を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方 公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用 されることとなった。
- (3) 昭和 31 年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和33年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、 公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受 けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年4月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年4月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和29年7月に市町村職員共済組合法が制定され、翌30年1月1日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和37年12月1日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあっては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があった場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた(なお、平成22年12月1日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。)。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

(9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 39 年法律第 152 号)により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法 (一部の職員にあっては、沿革的に法)が適用されていたのであるが、これら の職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制 度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議が あったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団 体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

(10) 昭和 59 年4月1日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ 円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員 共済組合連合会は、平成2年4月、当初加入していなかった公立学校共済組合 及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織さ れることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市 町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、 すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

- (11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 108 号)が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。
- (12) 平成 12 年4月1日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。
- (13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 132 号)により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることにより平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

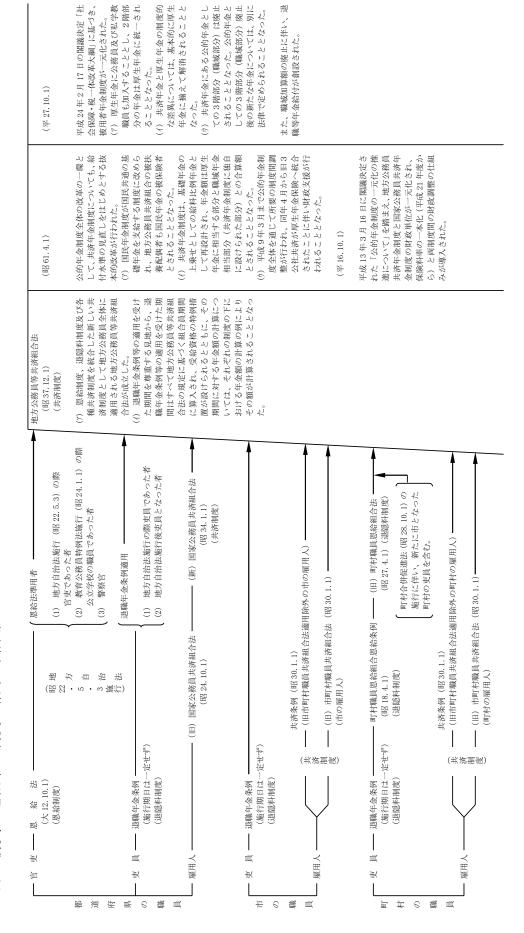
また、平成 19 年4月1日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員 共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合 会に集約し、一元的に処理することとされた。

(14) 平成24年8月22日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成二十四年一元化法」という。)により、平成26年12月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた(ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成27年10月から実施することとされた。)。また、この法律により、平成27年10月1日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

(15) 平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 97 号)により、退職等年金給付を設けることとされた。

# 地方公務員の退職年金制度の沿革(略表)



### 2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成20年3月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成19年法律第104号)」が施行された。

協定締結相手国協定の範囲		協定の発効日	
肠延滞粘阳于国	年金	医療	- 協定の発効ロ
ドイツ連邦共和国	0		平成12年2月1日
イギリス	0		平成13年2月1日
大韓民国	0		平成17年4月1日
アメリカ合衆国	0	0	平成17年10月1日
ベルギー	0	0	平成19年1月1日
フランス	0	0	平成19年6月1日
カナダ	0		平成20年3月1日
オーストラリア	0		平成21年1月1日
オランダ	0	0	平成21年3月1日
チェコ	0	0	平成21年6月1日
スペイン	0		平成22年12月1日
アイルランド	0		平成22年12月1日
ブラジル	0		平成24年3月1日
スイス	0	0	平成24年3月1日
ハンガリー	0	0	平成26年1月1日
インド	0		平成28年10月1日
ルクセンブルク	0	0	平成29年8月1日
フィリピン	0		平成30年8月1日
スロバキア	0		令和元年7月1日
中国	0		令和元年9月1日

### 3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)に対する退職年金制度は昭和36年6月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和37年12月1日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会(以下「共済会」という。)による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員 互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員 共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年4月1日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年4月1日から給付水準の原則 12.5% 引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月1日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成23年6月1日をもって制度は廃止された。

### 第2 制度の改正等

### 1 制度の改正

令和2年度においては、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を 改正する法律(令和2年法律第40号)」により、制度の改正が行われた。

主な改正内容は、次のとおりである。

### (1) 地方公務員共済における適用拡大

被用者保険の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等のうち厚生年金・健康保険の適用対象である非常勤職員を組合員とし、新たに組合員となる 非常勤職員に対して、短期給付・福祉事業を適用することとされた。

### (2) 在職中の年金受給の在り方の見直し

### ① 在職定時改定の導入

高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに 早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経 済基盤の充実を図るため、65歳以上の者については、在職中であっても、年 金額の改定を定時に行うこととされた。

### ② 在職老齢年金制度の見直し

60~64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、就労に与える影響が一定程度確認されていることなどから、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を28万円から、現行65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ47万円に引き上げることとされた。

### (3) 受給開始時期の選択肢の拡大

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金 受給の方法を選択できるよう、繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられた。 これにより、現在60歳から70歳の間となっている老齢厚生年金等の受給開始 時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大することとされた。退職等年金給 付についても、同様の制度とすることとされた。

### 2 令和2年度における年金額の改定

令和元年平均の全国消費者物価指数は対前年比 0.5%となり、対前年度比名目 手取り賃金変動率は 0.3%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス 0.1%となった。

令和2年度の年金額は、令和2年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率 (0.3%) よりも物価変動率 (0.5%) が高くなるため、新規裁定者・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率 (0.3%) によって改定された。さらに、令和2年度は、名目手取り賃金変動率にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率 (マイナス 0.1%) が乗じられることになり、令和元年度の本来水準の年金額からの改定率は 0.2%となった。

### 第3 制度の概要

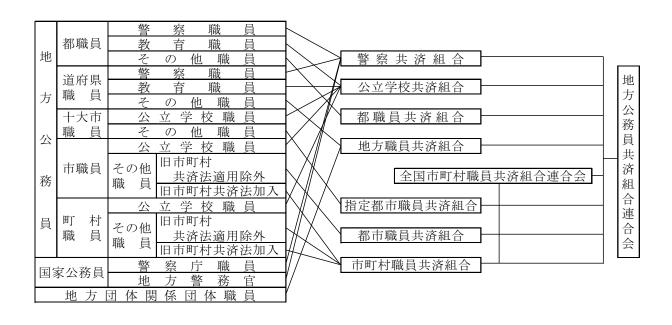
### 1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

### (1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法(以下「国共法」という。) の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察 に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員 とされている。

### (2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下「構成組合」という。)の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 構成組合の長期給付に係る業務(基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。)のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務
- イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
- ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切 に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。
- エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金(調整交付金)を構成組合に交付する事業を行うこと。
- オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金 (特別調整交付金)を構成組合に交付する事業を行うこと。
- カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施 を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に 交付する事業を行うこと。
- キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち 共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行う こと。
- ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

- ケ福祉事業を行うこと。
- コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成19年4月から、指定都市職員共済組合については平成27年10月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

### (3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会(以下「地共済連合会」という。)が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的 な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。
- イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。
- ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。
- エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び 運用に関する事務を行うこと。
- オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。
- カ 基礎年金拠出金を納付すること。
- キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。
- ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公 務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。
- ケーその他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### (4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会(以下「連合会」という。)の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合(地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合)の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

### (5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の 22 分の1に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

### ア 定時決定

毎年7月1日において、現に組合員である者の同日前3月間(同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。決定された標準報酬は、その年の9月1日から翌年の8月1日までの標準報酬とする。

### イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の 8月31日(6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者 については、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

### ウ 随時改定

組合員が継続した3月間(各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高

低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

### 工 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

### 才 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア〜オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

### (6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

### (7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業(被扶養者を除く。)又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

### ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の15種類がある。

保健給付……①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

- ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費
- ③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費
- ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料

休業給付……®傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育 児休業手当金 ⑫介護休業手当金

災害給付……13 吊慰金 44家族弔慰金 45災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

### イ 長期給付

長期給付には、次の6種類がある。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

- ②障害厚生年金及び障害手当金
- ③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

- ⑤公務障害年金
- ⑥公務遺族年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成27年9月30日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

### (8) 福祉事業

組合(市町村連合会を含む。)は、組合員の福祉の増進に資するため、次に 掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の 保持増進のための必要な事業
- イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

### (9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体(国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会)の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方

公共団体の負担金が免除される。

- ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、 当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に 政令で定める割合(100分の12.5)を乗じて得た額を地方公共団体が負担す ることとされている(当分の間、特例措置により100分の6.875。)。
- イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用 の額の2分の1に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費 用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。
- ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。
- エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用(退職等年金給付事業に係る事務に要する費用を除く。)については、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体に勤務する職員に係る負担をする場合は、その費用の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を、それ以外の場合は 100 分の 67.5 を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとれている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方 法により算定することとされている。

### (7) 短期給付

…その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等し くなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

### (4) 厚生年金保険給付

…厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。 なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたもの でなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、 速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされており、 政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの 法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財 政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間(財政の現況及び見 通しが作成される年以降おおむね 100 年間)における見通しを作成し なければならないこととされている。

### (ウ) 退職等年金給付

…将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国共法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

### (10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者(役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公 共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとさ れている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

### (11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、

その認めた日)までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組 合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、 掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくな ることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったと きは、その資格を喪失する。

- (12) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定
  - ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

- ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金 施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年 額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。
- エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金 施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が 改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。
- (13) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。)に基づく派遣職員については、引き続き

派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

### (14) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。)、定款変更一般地方独立行政法人(特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。)及び職員引継等合併一般地方独立行政法人(新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第2条1項第1号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。)の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。) は、法第 144 条の3第1項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合(団体共済部)の組合員となるものとされている。

### 2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合(団体共済部)(昭和57年4月1日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。)は、法第144条の3第1

項に規定する団体(以下「地方団体関係団体」という。)に勤務する職員に対し、 地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することに よりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地 方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。 法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

### (1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

- ア 地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの(知事会、市長会等の地方6団体がこれに該当する。)
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人(市有物件災害共済 会等がこれに該当する。)
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- 才 地方公務員災害補償基金
- 力 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。)

### (2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

### (3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる6種類 の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。 厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

- ②障害厚生年金及び障害手当金
- ③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

- ⑤公務障害年金
- ⑥公務遺族年金

なお、昭和61年3月31日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成27年9月30日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

### (4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の 健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款 で定めるもの

### (5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負

担とされている。

また、団体共済部の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用(退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。)については、その費用の額に100分の40を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

### 3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号。 以下「廃止法」という。)により、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金 制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次の とおりである。

### (1) 共済会

ア 制度廃止前 (平成23年5月31日まで)

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員・・・・・・・・・・・・・・・都道府県議会議員共済会
- (イ) 市 (特別区を含む。) の議会の議員・・・・・・・市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・町村議会議員共済会
- イ 制度廃止後(平成23年6月1日以後)

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都 道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共 済会(以下「存続共済会」という。)として存続するものとし、業務が全て 終了したときに解散することとされている。

### (2) 給 付

ア 制度廃止前 (平成23年5月31日まで)

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及 び遺族一時金の5種類である。

#### イ 制度廃止後(平成23年6月1日以後)

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、 旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退 職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、 次のとおりである。

#### (ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

#### (イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

#### a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時(平成23年6月1日)の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職12年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

#### b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を 給付することとされている。

#### ※ 平成23年1月から5月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年1月から5月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員についてはbの取扱いによることとされている。

### (ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が200万円を超えるときには、当該超える額の10%を引き下げることとされている。

#### b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額(住民税の課税総所得金額ベース)との合計額が700万円を超えるときには、当該超える額の2分の1に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額(改正前:190.4万円)を廃止することとされている。

#### (エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

#### (3) 費用の負担

#### ア 制度廃止前 (平成23年5月31日まで)

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が 負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

## イ 制度廃止後(平成23年6月1日以後)

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和2年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額の100分の19.1、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額の100分の35.4とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

#### (4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている(制度廃止後も同様)。

## 第4 事業の概要

### I 地方公務員共済組合の事業の概要

#### [ I ] 組合及び組合員の概況

#### 1 組合等の数

令和2年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察 共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共 済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地 方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部 である(第1表参照)。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

年度 前年度との 令和2年度末 令和元年度末 比較増減 組合名 地方職員共済組合 1 ( 47) 1 ( 47) 公立学校共済組合 1 ( 47) 1 ( 47) 共 済 1 ( 察 組 1 ( 49) 49) 東京都職員共済組合 1 1 指定都市職員共済組合 10 10 市町村職員共済組合 47 47 都市職員共済組合 3 3 計 64 ( 143 ) 64 ( 143 )

第1表 組合数と支部数の状況

(注)() 内の数は、支部数である。

#### 2 組合員数

令和2年度末現在の組合員数は、短期給付適用は3,021,697人、長期給付適用は3,001,137人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員2,574,781人(短期給付適用者全体の85.2%)、地方公共団体の長である組合員1,783人(同0.1%)、特定消防組合員153,422人(同5.1%)、船員一般組合員1,917人(同0.1%)、特定警察組合員254,341人(同8.4%)及び任意継続組合員35,453人(同1.2%)である。長期給付適用は、一般組合員2,574,781人(長期給付適用者全体の85.8%)、地方公共団体の長である組合員1,783人(同0.1%)、特定消防組合員153,422人(同5.1%)、長期組合員13,724人(同0.5%)、船員一般組合員1,917人(同0.1%)、継続長期組合員1,169人(同0.0%)及び特定警察組合員254,341人(同8.5%)である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で140,149 人増加(4.9%増)しており、その内訳は、一般組合員141,698 人増、地方公共団体の長である組合員3人減、特定消防組合員714人増、船員一般組合員89人増、特定警察組合員173人減及び任意継続組合員2,176人減となっている。長期給付適用は総数で142,458人増加(5.0%増)しており、その内訳は、一般組合員141,698人増、地方公共団体の長である組合員3人減、特定消防組合員714人増、長期組合員193人増、船員一般組合員89人増、継続長期組合員60人減、特定警察組合員173人減となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,756,003 人(短期給付適用者全体の 58.1%)、女子組合員 1,265,694 人(同 41.9%)であり、前年度と比較すると、男子組合員が 41,646 人増加、女子組合員は 98,503 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,742,184 人(長期給付適用者全体の 58.1%)、女子組合員 1,258,953 人(同 41.9%)であり、前年度と比較すると男子組合員が 42,922 人増加、女子組合員は 99,536 人増加している(第 2 表その(一)参照)。

第2表 組合員数の状況

その(一) 組合員種別 (短期給付適用)

X	分	令和 2 4	年 度 末	令和元	年 度 末	増	減
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女計	人 1, 354, 431 1, 220, 350 2, 574, 781	% 44. 8 40. 4 85. 2	人 1, 310, 785 1, 122, 298 2, 433, 083	% 45. 5 38. 9 84. 4	人 43, 646 98, 052 141, 698	% 3. 3 8. 7 5. 8
地方公共団体の 長である組合員	男女計	1, 747 36 1, 783	0. 1 0. 0 0. 1	1, 750 36 1, 786	0. 1 0. 0 0. 1	△ 3 0 △ 3	$\triangle$ 0. 2 0. 0 $\triangle$ 0. 2
特定消防組合員	男女計	148, 484 4, 938 153, 422	4. 9 0. 2 5. 1	148, 040 4, 668 152, 708	5. 1 0. 2 5. 3	444 270 714	0. 3 5. 8 0. 5
船員一般組合員	男女計	1, 892 25 1, 917	0. 1 0. 0 0. 1	1, 809 19 1, 828	0. 1 0. 0 0. 1	83 6 89	4. 6 31. 6 4. 9
特定警察組合員	男女計	227, 367 26, 974 254, 341	7. 5 0. 9 8. 4	228, 620 25, 894 254, 514	7. 9 0. 9 8. 8	$\triangle$ 1, 253 1, 080 $\triangle$ 173	$\triangle$ 0.5 4.2 $\triangle$ 0.1
任意継続組合員	男女計	22, 082 13, 371 35, 453	0. 7 0. 4 1. 2	23, 353 14, 276 37, 629	0. 8 0. 5 1. 3		
合 計	男女計	1, 756, 003 1, 265, 694 3, 021, 697	58. 1 41. 9 100. 0	1, 714, 357 1, 167, 191 2, 881, 548	59. 5 40. 5 100. 0	41, 646 98, 503 140, 149	2. 4 8. 4 4. 9

#### (長期給付適用)

×	分	令和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末	増	減
	/	組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女計	人 1, 354, 431 1, 220, 350 2, 574, 781	% 45. 1 40. 7 85. 8	人 1, 310, 785 1, 122, 298 2, 433, 083	% 45. 9 39. 3 85. 1	人 43, 646 98, 052 141, 698	% 3. 3 8. 7 5. 8
地方公共団体の 長である組合員	男女計	1, 747 36 1, 783	0. 1 0. 0 0. 1	1, 750 36 1, 786	0. 1 0. 0 0. 1	$\begin{array}{c} \triangle \ 3 \\ 0 \\ \triangle \ 3 \end{array}$	$\begin{array}{c} \triangle & 0.2 \\ & 0.0 \\ \triangle & 0.2 \end{array}$
特定消防組合員	男女計	148, 484 4, 938 153, 422	4. 9 0. 2 5. 1	148, 040 4, 668 152, 708	5. 2 0. 2 5. 3	444 270 714	0. 3 5. 8 0. 5
長期組合員	男女計	7, 166 6, 558 13, 724	0. 2 0. 2 0. 5	7, 103 6, 428 13, 531	0. 2 0. 2 0. 5	63 130 193	0. 9 2. 0 1. 4
船員一般組合員	男女計	1, 892 25 1, 917	0. 1 0. 0 0. 1	1, 809 19 1, 828	0. 1 0. 0 0. 1	83 6 89	4. 6 31. 6 4. 9
継続長期組合員	男女計	1, 097 72 1, 169	0. 0 0. 0 0. 0	1, 155 74 1, 229	0. 0 0. 0 0. 0	$\begin{array}{c} \triangle 58 \\ \triangle 2 \\ \triangle 60 \end{array}$	$\begin{array}{c} \triangle & 5.0 \\ \triangle & 2.7 \\ \triangle & 4.9 \end{array}$
特定警察組合員	男女計	227, 367 26, 974 254, 341	7. 6 0. 9 8. 5	228, 620 25, 894 254, 514	8. 0 0. 9 8. 9	$\triangle$ 1, 253 1, 080 $\triangle$ 173	
合 計	男女計	1, 742, 184 1, 258, 953 3, 001, 137	58. 1 41. 9 100. 0	1, 699, 262 1, 159, 417 2, 858, 679	59. 4 40. 6 100. 0	42, 922 99, 536 142, 458	2. 5 8. 6 5. 0

#### (注) 組合員の種別は次のとおりである。

- 1 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- 2 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市区町村長である組合員である。
- 3 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第57号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)附則第9条に規定する特定消防職員(消防吏員にあっては消防司令以下、常勤の消防団員にあっては副団長以下の階級である者。)である組合員をいう。
- 4 「長期組合員」とは、後期高齢者医療の被保険者である組合員及び後期高齢者医療の適用除外となる組合員並びに法第 144 条の 3 に規定する団体組合員をいう。
- 5 「船員一般組合員」とは、船員保険法第2条第1項の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- 6 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合 員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条 第1項に規定する公庫等職員とみなされる組合員である。
- 7 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。)、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。
- 8 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その(二) 組合別

## (短期給付適用)

	区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末	増	減
組合名		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地方職具共済組	員 男 女 計	人 191, 632 122, 491 314, 123	% 61. 0 39. 0 100. 0	人 190, 437 114, 597 305, 034	% 62. 4 37. 6 100. 0	人 1, 195 7, 894 9, 089	% 0. 6 6. 9 3. 0
	校 合 財 大 計	505, 587 570, 136 1, 075, 723	47. 0 53. 0 100. 0	466, 807 502, 171 968, 978	48. 2 51. 8 100. 0	38, 780 67, 965 106, 745	8. 3 13. 5 11. 0
警察共済組合	男 女 計	256, 316 43, 280 299, 596	85. 6 14. 4 100. 0	257, 804 41, 606 299, 410	86. 1 13. 9 100. 0	△ 1,488 1,674 186	△ 0.6 4.0 0.1
東京都職」共済組	男女計	75, 551 50, 989 126, 540	59. 7 40. 3 100. 0	75, 065 50, 228 125, 293	59. 9 40. 1 100. 0	486 761 1, 247	0. 6 1. 5 1. 0
	月 月 日 計	108, 441 59, 893 168, 334	64. 4 35. 6 100. 0	107, 443 57, 616 165, 059	65. 1 34. 9 100. 0	998 2, 277 3, 275	0. 9 4. 0 2. 0
	月 月 分 計	587, 963 395, 369 983, 332	59. 8 40. 2 100. 0	586, 622 378, 147 964, 769	60. 8 39. 2 100. 0	1, 341 17, 222 18, 563	0. 2 4. 6 1. 9
	員 男 女 計	30, 513 23, 536 54, 049	56. 5 43. 5 100. 0	30, 179 22, 826 53, 005	56. 9 43. 1 100. 0	334 710 1,044	1. 1 3. 1 2. 0
合 [	男女計	1, 756, 003 1, 265, 694 3, 021, 697	58. 1 41. 9 100. 0	1, 714, 357 1, 167, 191 2, 881, 548	59. 5 40. 5 100. 0	41, 646 98, 503 140, 149	2. 4 8. 4 4. 9

# (長期給付適用)

				区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末	増	減
組合名		_	_		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
地共	方済	職組	員合	男女計	人 196, 956 128, 263 325, 219	% 60. 6 39. 4 100. 0	人 195, 634 120, 224 315, 858	% 61. 9 38. 1 100. 0	人 1, 322 8, 039 9, 361	% 0. 7 6. 7 3. 0
公共	立 済	学 組	校合	男女計	495, 840 562, 204 1, 058, 044	46. 9 53. 1 100. 0	456, 574 493, 579 950, 153	48. 1 51. 9 100. 0	39, 266 68, 625 107, 891	8. 6 13. 9 11. 4
警 察	琴 共 沿	斉 組	合	男女計	254, 760 43, 072 297, 832	85. 5 14. 5 100. 0	256, 265 41, 443 297, 708	86. 1 13. 9 100. 0	△ 1,505 1,629 124	△ 0.6 3.9 0.0
東京共	京 都 済	職 組	員合	男女計	75, 330 50, 557 125, 887	59. 8 40. 2 100. 0	74, 921 49, 803 124, 724	60. 1 39. 9 100. 0	409 754 1, 163	0. 5 1. 5 0. 9
	市町組合			男女計	719, 298 474, 857 1, 194, 155	60. 2 39. 8 100. 0	715, 868 454, 368 1, 170, 236	61. 2 38. 8 100. 0	3, 430 20, 489 23, 919	0. 5 4. 5 2. 0
合			計	男女計	1, 742, 184 1, 258, 953 3, 001, 137	58. 1 41. 9 100. 0	1, 699, 262 1, 159, 417 2, 858, 679	59. 4 40. 6 100. 0	42, 922 99, 536 142, 458	2. 5 8. 6 5. 0

<sup>(</sup>注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

#### 3 被扶養者数

令和2年度末現在の被扶養者数は2,583,936人(短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。)であり、前年度と比較すると769人増加している。

また、組合員(短期適用組合員 3,021,697 人) 1 人当たりの被扶養者数は 0.86 人で、前年と比較すると 0.04 人減少している。

組合員1人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の1.29人であり、反対に最も少ないのは、公立学校共済組合の0.69人である(第3表参照)。

第3表 被扶養者数の状況

### (短期給付適用)

区分	令和2年	三度 末	令和元年	度末	増	増減		
組合名	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり	
	人	人	人	人	人	%	人	
地方職員共済組合	276, 782	0.88	281, 825	0. 92	△ 5,043	△ 1.8	△ 0.04	
公立学校共済組合	738, 026	0.69	724, 440	0. 75	13, 586	1. 9	△ 0.06	
警察共済組合	385, 298	1. 29	385, 599	1. 29	△ 301	△ 0.1	0.00	
東京都職員共済組合	91, 142	0.72	91, 158	0.73	△ 16	0.0	△ 0.01	
指定都市職員共済組合	152, 923	0.91	153, 867	0. 93	△ 944	△ 0.6	△ 0.02	
市町村職員共済組合	894, 023	0.91	900, 580	0. 93	△ 6,557	△ 0.7	△ 0.02	
都市職員共済組合	45, 742	0.85	45, 698	0.86	44	0. 1	△ 0.01	
合 計	2, 583, 936	0.86	2, 583, 167	0.90	769	0.0	△ 0.04	

#### 4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

令和2年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が1兆2,393億円、長期給付適用が1兆2,134億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が203億円(1.7%)増、長期給付適用が252億円(2.1%)増となっている。これを組合員1人当たりの標準報酬の月額でみると、短期給付適用410,137円、長期給付適用が404,318円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が12,910円(3.1%)減、長期給付適用が11,323円(2.7%)減となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が4兆7,192億円、長期給付適用が4兆7,266億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると598億円(1.3%)増となっている。これを組合員1人当たりの標準期末手当等の額でみると、短期給付適用が1,561,765円、長期給付適用が1,574,922円となり、長期給付適用について前年度と比較すると57,562円(3.5%)減となっている(第4表参照)。

## 第4表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

## その(一) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

## (短期給付適用)

区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末		増	減	
組合名	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	135, 444, 804	492, 535, 826	134, 651, 052	494, 768, 017	793, 752	0.6	△ 2, 232, 191	△ 0.5
公立学校共済組合	434, 557, 284	1, 729, 932, 542	407, 796, 364	1, 648, 964, 181	26, 760, 920	6. 6	80, 968, 361	4. 9
警察共済組合	138, 508, 538	491, 962, 729	141, 662, 034	492, 950, 046	△ 3, 153, 496	△ 2.2	△ 987, 317	△ 0.2
東京都職員共済組合	56, 516, 254	215, 858, 881	57, 952, 802	219, 912, 505	△ 1, 436, 548	△ 2.5	△ 4,053,624	△ 1.8
指定都市職員共済組合	72, 715, 090	273, 293, 474	73, 555, 722	276, 269, 905	△ 840, 632	△ 1.1	△ 2, 976, 431	△ 1.1
市町村職員共済組合	379, 590, 238	1, 437, 109, 515	381, 312, 030	1, 448, 513, 059	△ 1,721,792	△ 0.5	△ 11, 403, 544	△ 0.8
都市職員共済組合	21, 978, 826	78, 486, 771	22, 101, 226	78, 919, 559	△ 122, 400	△ 0.6	△ 432, 788	△ 0.5
合 計	1, 239, 311, 034	4, 719, 179, 738	1, 219, 031, 230	4, 660, 297, 272	20, 279, 804	1.7	58, 882, 466	1. 3

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## (長期給付適用)

区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末		増	減	
組合名	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	134, 571, 374	509, 820, 411	133, 136, 460	511, 826, 414	1, 434, 914	1. 1	△ 2,006,003	△ 0.4
公立学校共済組合	426, 995, 284	1, 728, 570, 102	399, 316, 484	1, 647, 393, 153	27, 678, 800	6. 9	81, 176, 949	4. 9
警察共済組合	136, 806, 618	491, 189, 368	138, 905, 514	492, 096, 752	△ 2,098,896	△ 1.5	△ 907, 384	△ 0.2
東京都職員共済組合	55, 320, 688	214, 813, 769	56, 188, 742	219, 071, 206	△ 868, 054	△ 1.5	△ 4, 257, 437	△ 1.9
全国市町村職員共済組合連合会	459, 720, 008	1, 782, 163, 487	460, 636, 916	1, 796, 360, 639	△ 916, 908	△ 0.2	△ 14, 197, 152	△ 0.8
合 計	1, 213, 413, 972	4, 726, 557, 137	1, 188, 184, 116	4, 666, 748, 164	25, 229, 856	2. 1	59, 808, 973	1.3

- (注) 1 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。
  - 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その(二) 組合員1人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 (短期給付適用)

区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末		増	減	
組合名	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	431, 184	1, 567, 971	441, 430	1, 622, 009	△ 10,246	△ 2.3	△ 54,038	△ 3.3
公立学校共済組合	403, 968	1, 608, 158	420, 852	1, 701, 756	△ 16,884	△ 4.0	△ 93, 598	△ 5.5
警察共済組合	462, 318	1, 642, 087	473, 137	1, 646, 405	△ 10,819	△ 2.3	△ 4,318	△ 0.3
東京都職員共済組合	446, 628	1, 705, 855	462, 538	1, 755, 186	△ 15,910	△ 3.4	△ 49, 331	△ 2.8
指定都市職員共済組合	431, 969	1, 623, 519	445, 633	1, 673, 765	△ 13,664	△ 3.1	△ 50, 246	△ 3.0
市町村職員共済組合	386, 024	1, 461, 469	395, 237	1, 501, 409	△ 9,213	△ 2.3	△ 39,940	△ 2.7
都市職員共済組合	406, 646	1, 452, 141	416, 965	1, 488, 908	△ 10,319	△ 2.5	△ 36, 767	△ 2.5
合 計	410, 137	1, 561, 765	423, 047	1, 617, 289	△ 12,910	△ 3.1	△ 55, 524	△ 3.4

## (長期給付適用)

区分	令 和 2	年 度 末	令 和 元	年 度 末		増	減	
組合名	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	413, 787	1, 567, 622	421, 507	1, 620, 432	△ 7,720	△ 1.8	△ 52,810	△ 3.3
公立学校共済組合	403, 570	1, 633, 741	420, 265	1, 733, 819	△ 16,695	△ 4.0	△ 100,078	△ 5.8
警察共済組合	459, 342	1, 649, 216	466, 583	1, 652, 951	△ 7,241	△ 1.6	△ 3,735	△ 0.2
東京都職員共済組合	439, 447	1, 706, 402	450, 505	1, 756, 448	△ 11,058	△ 2.5	△ 50,046	△ 2.8
全国市町村職員共済組合連合会	384, 975	1, 492, 405	393, 627	1, 535, 041	△ 8,652	△ 2.2	△ 42,636	△ 2.8
合 計	404, 318	1, 574, 922	415, 641	1, 632, 484	△ 11,323	△ 2.7	△ 57, 562	△ 3.5

<sup>(</sup>注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

#### [Ⅱ] 短期給付の概況

#### 1 収支の状況

令和2年度の短期経理の収支は組合全体で、収入2兆756億円(前年度繰越支払準備金を含む。)に対し、支出2兆376億円(次年度繰越支払準備金を含む。)で、差引380億円の黒字決算となっている。なお、令和元年度は436億円の黒字決算であった(第5表その(一)参照)。

収入額について構成割合をみると、掛金(任意継続掛金を含む。)と負担金の合計額が88.3%(前年度87.6%)、利息及び配当金が0.0%(同0.0%)、その他の収入が5.1%(同5.8%)、前年度繰越支払準備金が6.6%(同6.6%)となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では372億円(1.8%)増加しており、その内訳は、掛金・負担金471億円(2.6%)増、利息及び配当金0.1億円(6.3%)増、その他の収入117億円(9.9%)減、前年度繰越支払準備金18億円(1.3%)増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が34.4%(前年度36.5%)、休業給付が5.7%(同5.5%)、災害給付が0.0%(同0.0%)、附加給付が0.4%(同0.4%)、退職者給付拠出金が0.0%(同0.0%)、前期高齢者納付金が16.5%(同15.1%)、後期高齢者支援金が20.4%(同20.2%)、その他の支出が16.1%(同15.4%)、次年度繰越支払準備金が6.5%(同6.9%)となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では428億円(2.1%)増加しており、その内訳は、保健給付が274億円(3.8%)減、休業給付が62億円(5.6%)増、災害給付が2億円(20.8%)減、附加給付が3億円(3.5%)減、退職者給付拠出金が0.2億円(64.6%)減、前期高齢者納付金が364億円(12.1%)増、後期高齢者支援金が118億円(2.9%)増、その他の支出が203億円(6.6%)増である(第5表その(二)参照)。

また、組合員1人当たりの掛金及び負担金の年間収入額(年度末組合員で年間収入額を除して得た額)は、前年度619,698円に対し、本年度は606,528円(前年度と比較して2.1%減)である(第5表その(三)参照)。

## 第5表 短期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分		収 入	(A)	
組合名	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	219, 661, 771	215, 854, 748	3, 807, 022	1.8
公立学校共済組合	686, 123, 763	642, 355, 931	43, 767, 832	6.8
警察 共済 組 合	185, 353, 566	185, 418, 091	△ 64, 525	0.0
東京都職員共済組合	83, 331, 103	83, 944, 259	△ 613, 156	△ 0.7
全国市町村職員共済組合連合会	47, 617, 478	60, 708, 260	△ 13, 090, 782	△ 21.6
指定都市職員共済組合	120, 505, 365	120, 443, 318	62, 047	0.1
市町村職員共済組合	694, 831, 598	692, 296, 785	2, 534, 813	0.4
都 市 職 員 共 済 組 合	38, 187, 059	37, 403, 932	783, 127	2. 1
습 計	2, 075, 611, 703	2, 038, 425, 325	37, 186, 379	1.8

- (注) 1 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、
  - 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その(二) 費用別収支状況

区分		収	入		(A)	
	令 和 2 4	F 度	令 和 元 年	下 度	増	減
費目	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	910, 630, 253	43.9	885, 981, 858	43. 5	24, 648, 394	2.8
掛金	905, 146, 166	43.6	881, 562, 571	43. 2	23, 583, 596	2.7
任 意 継 続 掛 金	16, 968, 806	0.8	18, 145, 727	0.9	△ 1, 176, 921	△ 6.5
利息及び配当金	205, 606	0.0	193, 344	0.0	12, 262	6. 3
そ の 他	105, 832, 417	5. 1	117, 497, 462	5.8	△ 11,665,046	△ 9.9
小計	1, 938, 783, 248	93.4	1, 903, 380, 963	93. 4	35, 402, 285	1.9
前年度繰越支払準備金	136, 828, 456	6.6	135, 044, 362	6.6	1, 784, 094	1.3
合 計	2, 075, 611, 703	100.0	2, 038, 425, 325	100.0	37, 186, 379	1.8

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

	支 出	(B)		過不足額(A	(B) - (B)
令和2年度	令和元年度	増減	増減率	令和2年度	令和元年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
217, 314, 466	212, 502, 734	4, 811, 732	2.3	2, 347, 304	3, 352, 014
673, 237, 374	631, 109, 502	42, 127, 872	6. 7	12, 886, 389	11, 246, 429
181, 984, 752	183, 217, 616	△ 1, 232, 864	△ 0.7	3, 368, 814	2, 200, 475
78, 813, 717	77, 739, 675	1, 074, 042	1.4	4, 517, 387	6, 204, 584
49, 398, 654	46, 045, 108	3, 353, 546	7. 3	△ 1,781,176	14, 663, 152
119, 415, 958	124, 093, 018	△ 4,677,060	△ 3.8	1, 089, 407	△ 3, 649, 700
679, 135, 732	682, 372, 577	$\triangle$ 3, 236, 845	△ 0.5	15, 695, 866	9, 924, 208
38, 322, 282	37, 731, 825	590, 457	1.6	△ 135, 222	△ 327, 893
2, 037, 622, 934	1, 994, 812, 056	42, 810, 879	2. 1	37, 988, 769	43, 613, 269

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

			区分			支		出		(B)			差引額
				令	和 2 年	F 度	令 乖	记元 年	F 度	増		減	
費目				金	額	構成比	金	額	構成比	金	額	増減率	(A) – (B)
					千円	%		千円	%		千円	%	千円
保	健	給	付	699,	970, 532	34.4	727, 3	35, 449	36. 5	△ 27,	364, 917	△ 3.8	
休	業	給	付	116,	092, 426	5. 7	109, 9	13, 246	5. 5	6,	179, 180	5. 6	令和2年度
災	害	給	付		760, 276	0.0	9	60, 240	0.0	Δ	199, 964	△ 20.8	37, 988, 769
附	加	給	付	8,	426, 087	0.4	8, 7	34, 391	0.4	Δ	308, 304	△ 3.5	令和元年度
退職	哉者 給	付拠	出金		13, 685	0.0		38, 671	0.0	Δ	24, 985	△ 64.6	43, 613, 269
前其	明高齢	者納	付金	336,	825, 813	16.5	300, 3	95, 580	15. 1	36,	430, 233	12. 1	
後其	明高齢	者支	援金	415,	004, 628	20.4	403, 1	59, 549	20.2	11,	845, 079	2.9	
病员	末転割	與支持	爰 金		1,820	0.0		1, 787	0.0		33	1.8	
そ	0	)	他	327,	701, 413	16. 1	307, 4	44, 686	15.4	20,	256, 727	6.6	
小			計	1, 904,	796, 681	93.5	1, 857, 9	83, 600	93. 1	46,	813, 081	2.5	
次年	度繰越	支払準	備金	132,	826, 254	6.5	136, 8	28, 456	6.9	△ 4,	002, 202	△ 2.9	
合			計	2, 037,	622, 934	100.0	1, 994, 8	12, 056	100.0	42,	810, 879	2. 1	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その(三) 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分	令 和 2	年 度	令 和 元	年 度	増		減	Ì
組合名	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	1人当たり の 額	掛金+負担金	増減率	1人当たり の 額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	203, 841, 170	648, 922	200, 137, 962	656, 117	3, 703, 208	1.9	△ 7, 195	△ 1.1
公立学校共済組合	636, 864, 225	592, 034	593, 883, 289	612, 897	42, 980, 936	7.2	△ 20,863	△ 3.4
警 察 共 済 組 合	169, 681, 758	566, 369	169, 767, 597	567, 007	△ 85, 839	△ 0.1	△ 638	△ 0.1
東京都職員共済組合	77, 066, 694	609, 030	77, 889, 535	621, 659	△ 822, 841	△ 1.1	△ 12,629	△ 2.0
指定都市職員共済組合	105, 616, 178	627, 420	105, 913, 440	641,670	△ 297, 262	△ 0.3	△ 14, 250	△ 2.2
市町村職員共済組合	606, 797, 160	617, 083	605, 569, 667	627, 684	1, 227, 493	0. 2	△ 10,601	△ 1.7
都市職員共済組合	32, 878, 039	608, 301	32, 528, 667	613, 691	349, 373	1.1	△ 5,390	△ 0.9
合 計	1, 832, 745, 225	606, 528	1, 785, 690, 156	619, 698	47, 055, 069	2.6	△ 13, 170	△ 2.1

- (注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。
  - 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
  - 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

### 2 短期財源率の状況

令和2年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

区分	短 期	財	源 率	人非出版力	45 A1 B4365 da		区分	短 期	財	源 率	人类叫声力	45 41 B436 da
組合名	掛金率	負担金率	計	介護財源率	福祉財源率	組合名		掛金率	負担金率	計	介護財源率	福祉財源率
地方職員共済組合	43. 18	43. 18	86. 36	16. 52	2.36	大阪市職員	共済組合	47. 50	47. 50	95. 00	17. 40	1.60
公立学校共済組合	42. 10	42. 10	84. 20	14. 98	2.82	神戸市職員	共済組合	40.00	40.00	80. 00	17.00	3.00
警 察 共 済 組 合	35. 23	35. 23	70. 46	15. 14	2.44	広島市職員	共済組合	36. 11	36. 11	72. 22	16.00	2.60
東京都職員共済組合	40.05	40. 05	80. 10	11.80	3. 52	北九州市職員	具共済組合	43. 89	43.89	87. 78	13. 80	3. 24
札幌市職員共済組合	49. 61	49. 61	99. 22	16. 96	2.74	福岡市職員	共済組合	41.80	41.80	83. 60	16. 40	2. 20
川崎市職員共済組合	34.00	34. 00	68. 00	17. 00	3.00	北海道都市職	員共済組合	49. 99	49.99	99. 98	16. 98	5. 86
横浜市職員共済組合	31. 96	31. 96	63. 92	16. 40	2.80	仙台市職員	共済組合	41.00	41.00	82. 00	16.60	3.00
名古屋市職員共済組合	43.00	43. 00	86. 00	16. 20	3.50	愛知県都市職	員共済組合	41. 80	41.80	83. 60	17. 10	4. 52
京都市職員共済組合	46. 39	46. 39	92. 78	17. 12	3.08							

## その(二) 市町村職員共済組合

青	\	道	短 期 掛金率	財	源 率	介 護									
北青	海	道	掛金率		- 41	介 護 財源率	福 祉 財源率	\\		分	短 期	財	源率	介 護 財源率	福 祉 財源率
青		道		負担金率	計			組合		$\geq$	掛金率	負担金率	計		
	森		47. 49	47. 49	94. 98	17. 30	3. 44	滋	賀	県	45. 25	45. 25	90. 50	16. 76	3. 28
		県	48. 15	48. 15	96. 30	17.08	2. 92	京	都	府	47. 10	47. 10	94. 20	16. 94	4. 72
岩	手	県	49.00	49.00	98. 00	16.40	1.84	大	阪	府	48. 50	48. 50	97. 00	16. 20	3. 20
宮	城	県	46. 20	46. 20	92. 40	16.80	3. 20	兵	庫	県	45. 74	45. 74	91. 48	16. 98	3. 48
秋	田	県	47. 42	47. 42	94. 84	16.64	2. 95	奈	良	県	51. 90	51. 90	103.80	18. 00	3. 80
山	形	県	44. 40	44. 40	88. 80	16.40	3. 76	和	歌山	県	45. 00	45.00	90.00	17. 28	4.00
福	島	県	46.00	46.00	92.00	16.60	3. 12	鳥	取	県	45. 00	45.00	90.00	16. 78	5. 80
茨	城	県	43.60	43.60	87. 20	16. 30	4. 20	島	根	県	47. 50	47. 50	95. 00	16. 78	3.50
栃	木	県	46. 30	46.30	92. 60	16.08	4. 24	岡	山	県	45. 00	45.00	90.00	16. 94	4.00
群	馬	県	45. 30	45.30	90. 60	16.50	3. 66	広	島	県	46. 40	46. 40	92. 80	16. 04	2. 40
埼	玉	県	41.80	41.80	83. 60	16.50	4.00	Щ	П	県	51. 50	51. 50	103.00	17. 14	3. 52
千	葉	県	42.00	42.00	84. 00	16. 12	4. 40	徳	島	県	47. 00	47.00	94. 00	15. 70	4. 60
東	京	都	39. 50	39. 50	79. 00	16.62	4. 80	香	Щ	県	47. 00	47.00	94. 00	17. 20	4. 80
神奈	₹ JI	県	42.00	42.00	84. 00	16.70	3. 44	愛	媛	県	48. 35	48. 35	96. 70	17. 14	4.00
新	潟	県	47. 00	47. 00	94. 00	16.40	4. 80	高	知	県	48. 95	48. 95	97. 90	17. 26	4. 20
富	山	県	40. 88	40.88	81. 76	16.60	3.40	福	岡	県	48. 87	48. 87	97. 74	17. 20	3. 00
石	Щ	県	47. 52	47. 52	95. 04	16. 20	4. 32	佐	賀	県	55. 14	55. 14	110. 28	16. 80	2. 40
福	井	県	44. 00	44.00	88. 00	17.00	4. 24	長	崎	県	44. 04	44. 04	88. 08	16. 86	3.00
Щ	梨	県	47. 00	47. 00	94.00	16.82	3. 60	熊	本	県	55. 33	55. 33	110.66	16. 88	3. 02
長	野	県	48. 50	48.50	97. 00	16. 78	3. 20	大	分	県	48. 00	48. 00	96.00	16. 88	3. 20
岐	阜	県	46. 50	46.50	93.00	16.60	2. 96	宮	崎	県	48. 46	48. 46	96. 92	17. 00	5. 42
静	畄	県	42. 75	42.75	85. 50	16.80	3.00	鹿	児島	県	58. 39	58. 39	116. 78	16. 80	2. 41
愛	知	県	41. 60	41.60	83. 20	16.80	3. 76	沖	縄	県	55. 58	55. 58	111. 16	17. 06	3. 78
Ξ	重	県	46, 69	46, 69	93, 38	17. 24	3, 00	平		均	46, 93	46, 93	93, 86	16, 76	3, 65

#### 3 給付の状況

#### (1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの(法定給付)と、これに 準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの(附加給付)とがあり、 その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

#### (2) 受診率等の状況

令和2年度の組合別受診率、1件当たりの金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均14.33件(前年度と比較して2.32件減)、1件当たりの金額については平均12,420円(同6.3%増)、1人当たりの金額については平均219,785円(同8.4%減)となっている。

#### (3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、44.6%(前年度 46.9%)となっている。これを組合別にみると、警察共済組合が 48.8%で最も高く、地 方職員共済組合が 41.8%で最も低くなっている(第 10 表参照)。

#### (4) 給付実績

令和2年度の給付実績は、法定給付件数が6,376万件(ほかに附加給付21万件)、法定給付額が8,168億円(ほかに附加給付額84億円)である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は7,000億円(法定給付全体の85.7%)で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,666億円(同81.6%)、出産費及び家族出産費等のその他の給付が334億円(同4.1%)である。また、休業給付は1,161億円(同14.2%)、災害給付は8億円(同0.1%)となっている。これを前年度と比較すると、保健給付274億円(対前年度比3.8%)減、休業給付62億円(同5.6%)増、災害給付2億円(同20.8%)減となっている(第11表参照)。

一方、附加給付についてみると、保健給付 74 億円、休業給付 10 億円、合計 84 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 3 億円(同 3.5%)減少している。これを給付別にみると、保健給付 4 億円(同 4.8%)減、休業給付 1 億円(同 6.6%)増となっている(第 12 表参照)。

## 第7表 法定給付の内容

(令和2年度末現在)

種類	内容
TE AR	- ○ 公務によらない病気、負傷
	1 診察
	2 薬剤又は治療材料の支給
療養の給付	3 処置、手術その他の治療
	4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
	5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケーケー・「ケー・「
入院時食事	○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合
療養費	○ 基準額から標準負担額 (1 食につき 460 円) を控除した額
入院時生活	○ 特定長期入院組合員 (65 歳以上の療養病床入院患者) が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である
療養費	療養を受けた場合
保険外併用	○ 基準額から生活療養標準負担額(1 日につき 1,750 円)を控除した額 ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合
療養費	○
	○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合
療養費	○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
訪問看護療養費	○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合
HVI-7 HRZ/XXX	○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
移 送 費	○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
	○ 被扶養者が療養を受けた場合
家族療養費	<ul><li>○ 療養に要する費用の100分の70(※)</li></ul>
家族訪問看護	○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合
療 養 費	○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
家族移送費	○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
	<ul><li>○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養</li></ul>
	費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給
	(70歳未満の者の高額療養費算定基準額)
高額療養費	ア 組合員が市町村民税非課税者等である場合 35,400 円
	イ 標準報酬の月額が 280,000 円未満の組合員及びその被扶養者 57,600 円 ウ 標準報酬の月額が 280,000 円以上 530,000 円未満の組合員及びその被扶養者 80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1%
	イン 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者 167,400円+ (医療費 - 558,000円) ×1%
	オ 標準報酬の月額が830,000 円以上の組合員及びその被扶養者 252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×1%
高額介護合算	○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超
療 養 費	えた場合に、その超えた額を支給
出 産 費	○ 組合員が出産したとき ○ 404,000 円 (産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は 16,000 円を加算)
	○ 被扶養者が出産したとき
家族出産費	○ 404,000 円 (産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000 円を加算)
埋 葬 料	○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給
·1 # 11	〇 50,000円 〇 bbb ** # 1877 + 2 b 1 b
家族埋葬料	<ul><li>○ 被扶養者が死亡したとき</li><li>○ 50,000 円</li></ul>
the size of the size of	○ 30,000 P ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合 (1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年)
傷病手当金	○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
	○ 組合員が出産したとき
出産手当金	○ 出産の日以前42 日(ただし、多胎妊娠にあっては98 日)以内及び出産の日後56 日以内において勤務に服することができなかった期間
	○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2 ○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合
休業手当金	○ 放伏後名の内式又は貝房、超古貝の公務によりない「悪の灰苦寺の事由により人動した場合 ○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50
	○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者が
育児休業手当金	ともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで)
	○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50 (育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67)
介護休業手当金	○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は通算して最長 66 日を越えない期間) ○ 1月につき標準規劃の日第の100分の67
	<ul><li>○ 1日につき標準報酬の日額の100分の67</li><li>○ 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき</li></ul>
弔 慰 金	○ 標準報酬の月額
安 佐 田 卧 △	○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき
家族弔慰金	○ 標準報酬の月額の100分の70
災害見舞金	○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	○ 損害の程度に応じ標準報酬の月額の0.5月分~3月分

※70 歳以上 75 歳未満の者については、100 分の 80 (一定以上所得者 100 分の 70)、義務教育就学前の子については、100 分の 80

# 第8表 附加給付の内容

### その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族出産費	埋 葬 料	家 族 埋 葬 料	傷 病 手 当 金
地方職員	自己負担額-25,000 円 <sup>和</sup> 合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>20</sup> 当が所得者の場合は10,000 円 <sup>20</sup> 上が所得者の場合は10,000 円 <sup>20</sup> 10 円 未輸り端数1均倍で、 1,000 円未輸り端数1均倍で、 1,000 円未輸り端数1均倍で、	自己負担額-25,000 円 <sup>和</sup> <sup>類</sup> 上位所得者で場合は50,000 円 <sup>第2</sup> 100 円未満の端数は切捨て、 1,000 円未満は不支給	自己負担額-25,000 円 <sup>和</sup> 合算高額販養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>準</sup> 担切所得が場合は30,000 円 <sup>20</sup> 上切所得が場合は30,000 円 <sup>20</sup> 100 円未満の組載は切捨て、 1,000 円未満する大きの。	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	_	_	1日につき標準報酬日額×2/3 標準報酬日額×2/3 ※傷所手当金支給期間 統過後6月間
公 立 学 校	自己負担額-25,000円 <sup>報</sup> (合算高額販養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 <sup>総</sup> 上切所得者の場合は50,000円 <sup>総</sup> 上切所得者の場合は50,000円 <sup>総</sup> 100円対敵が縁放は306円	自己負担額―25,000円 <sup>級1</sup> <sup>30</sup> 上位所得者で場合は50,000円 <sup>30</sup> 100円未満り端級は切捨て	自己負担額-25,000円 <sup>※1</sup> 合資高額原養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 <sup>※2</sup> 出位所得者が場合は30,000円 <sup>※2</sup> 上位所得者が場合は30,000円 <sup>※3</sup> 100円共憲が場合は100,000円	1件につき 50,000円	1 件につき 50, 000 円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上
警 察	自己負担額-25,000 円 <sup>報</sup> 合算高額赎養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>報2</sup> 出位所得者の場合は50,000 円 総上位所得者の場合は100,000 円 (200 円未添り端数は均断で、 1,000 円未添り添数は均断で、	自己負担額—25,000円 <sup>第1</sup> <sup>20</sup> 上位所得者で場合は50,000円 <sup>20</sup> 100円未満の端数は切捨て、 1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000 円 <sup>窓</sup>	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上
東京都職員	(自己負担額-25,000円) ※1 合算高額疲養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 <sup>※2</sup> ※1 上切所得者の場合は10,000円 ※1 1切所得者の場合は100,000円 ※1 100円未動火艦数1切り捨て、 100円未動火艦数1切り捨て、	自己負担額—25,000 円 <sup>率1</sup> <sup></sup>	(自己負担額-25,000 円 <sup>※</sup> ) 合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>※</sup> ½0 上的所得お場合は50,000 円 ※100円代率端載切りをて、 100円代輪ば不支給	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	同上	同上
札幌市職員	自己負担額-25,000 円 <sup>密</sup>	自己負担額-25,000 円 <sup>密</sup> <sup>24</sup> 上位所得者の場合は50,000 円 <sup>252</sup> 100 円未満の端数は5切捨て、 1,000 円未満は不支給	自己負担額-25,000 円 <sup>密</sup> 合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>窓</sup> 上位所得者の場合は30,000 円 <sup>窓</sup> 上位所得者の場合は30,000 円 <sup>窓</sup> 100 円未満の端数は切捨て、 1,000 円本満した場合に	_	_	_	_	_
川崎市職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1 日につき 標準報酬日額×2/3 ※傷病手当金支給期間 経過後6月間
横浜市職員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	_
名古屋市 職 員	同上	配上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	同上	同上	1 日につき 標準報酬日額×2/3 ※傷病手当金支給期間 経過後6月間
京都市職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	_
大阪市職 員	同上	同上	同上	_	_	_	_	_
神戸市職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1 日につき 標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間 経過後6月間
広島市職 員	同上	同上	同上	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	同上	同上	同上
北九州市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	_
福岡市職員	自己負担額-25,000 円 <sup>物</sup> 合算高額療養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000 円 <sup>物</sup> 地列係者の場合は30,000 円 地列係者の場合は30,000 円 20 上列所得を場合は30,000 円 1,000 円未満の額は切捨て、 1,000 円未満また支給	自己負担額—25,000 円 <sup>物</sup> <sup>24</sup> 上位所得者の場合は50,000 円 <sup>26</sup> 1,000 円均衡の端数は均捨て、 1,000 円均衡の場数は対捨て、	自己負担額-25,000円 <sup>額</sup> 合算高額族養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 <sup>22</sup> 州上位所得を少場合は30,000円 <sup>22</sup> 上位所得を場合は30,000円 <sup>23</sup> 1,000円未満の編数対時で、 1,000円未満また支格	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 ※ 傷病手当金支給期間 経過後6月間
北 海 道 都市職員	同上	同上	同上	_	_	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	_
仙台市職員	自己負担額-25,000 円 <sup>物</sup>	自己負担額-25,000円 <sup>物</sup> <sup>独</sup> 上が所得を場合は30,000円 <sup>20</sup> 100円未齢の場合は30,000円 1,000円未齢は不支給	自己負担額-25,000円 <sup>額</sup> 合算高額族養費が 支給される場合には、 自己負担額-50,000円 <sup>20</sup> メー位の併移か場合は10,000円 <sup>20</sup> 上の併移が場合は10,000円 <sup>20</sup> 10の円未満の端数は切捨て、 1,000円未満が端数は切捨て、	_	_	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	_
愛 知 県都市職員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	_

#### その(二) 市町村職員共済組合

														(	令和2年月	₹末現在)
	×	分	法定給付 綴 額	附加給付総 額	割合		療 養 費 控 除	家族訪問 基 礎	看護療養費 控 除		世金払戻金 控 除	出産費	家族	埋葬料	家族	傷病
都道	直府県:	名	1)	2	2/1	一般	上位	一般	上位 -	一般	上位	四工具	出産費	-127717	埋葬料	手当金
			千円	千円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	月
北	海	道	10, 510, 538	70, 459	0.67	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	-		-
青		森	5, 258, 708	37, 165	0.71	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
岩		手	3, 969, 865	22, 904	0.58	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	-	-	-
宮		城	4, 906, 900	26, 334	0.54	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
秋		田	3, 640, 939	23, 612	0.65	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	-	-	20,000	20,000	-
Щ		形	4, 074, 813	22, 545	0.55	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	30,000	6
福		島	6, 422, 528	30, 869	0.48	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
茨		城	6, 530, 574	43, 962	0.67	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
栃		木	4, 489, 522	19, 538	0.44	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
群		馬	5, 166, 768	29, 104	0.56	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	10,000	10,000	50,000	50,000	-
埼		玉	15, 196, 543	129, 697	0.85	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
千		葉	14, 281, 088	144, 918	1. 01	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
東		京	8, 101, 624	49, 548	0.61	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	20, 000	20,000	50,000	50,000	_
神	奈	Л	8, 744, 365	50, 531	0. 58	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	5, 000	5, 000	50,000	50,000	-
新		潟	6, 475, 016	31, 325	0. 48	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
富		山	3, 070, 790	13, 399	0. 44	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	_	_	50,000	50,000	_
石		Л	3, 690, 559	17, 812	0.48	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	_	-	50,000	50,000	_
福		井	2, 393, 939	12, 574	0. 53	25, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	_	_	50,000	50,000	_
山		梨	2, 784, 473	11, 258	0. 40	25, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	_	_	50,000	50,000	_
長		野	7, 292, 780	39, 529	0. 54	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	_	_	50,000	50,000	_
岐		阜	5, 867, 875	29, 154	0. 50	25, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	_	_	50,000	50,000	_
静		岡	9, 721, 995	72, 024	0. 74	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	30,000	30,000	50,000	50,000	_
愛		知	6, 174, 276	20, 648	0. 33	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	_
三		重	5, 509, 522	35, 954	0. 65	25, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	_	_	50,000	50,000	_
滋		至賀	4, 475, 026	23, 433	0. 52	25, 000	50,000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	_	_	50,000	50,000	_
京		都	3, 853, 931	22, 279	0. 52	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	_	_	50,000	50,000	
大		阪	15, 640, 027	160, 546	1. 03	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
								25, 000		25, 000					,	0
兵		庫	11, 410, 571	88, 397	0.77	25, 000	50,000		50,000		50, 000	20,000	20,000	30,000	30,000	_
奈	urt.	良	4, 379, 386	25, 452	0.58	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_	-	-	-
和	歌	山	3, 630, 028	19, 647	0.54	25, 000	50,000	25, 000	50,000		50,000	-	-	30,000	30,000	-
鳥		取	2, 006, 228	11, 762	0.59	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_			
島		根	2, 825, 001	20, 902	0.74	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_	50,000	50,000	6
岡		山	5, 144, 146	29, 723	0.58	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	-	_	50,000	50,000	_
広		島	5, 194, 443	28, 000	0.54	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_	30,000	30,000	_
山		П	4, 601, 068	27, 883	0.61	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	30,000	30,000	-
徳		島	2, 777, 662	14, 123	0. 51	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_	50,000	50,000	-
香		川	2, 902, 952	18, 610	0.64	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	_	30,000	30,000	6
愛		媛	4, 369, 717	25, 070	0.57	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
高		知	2, 972, 105	16, 230	0.55	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	-		-
福		岡	6, 637, 283	36, 001	0.54	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-			-
佐		賀	2, 647, 231	12, 762	0.48	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	-	-	-
長		崎	4, 130, 135	32, 325	0.78	25, 000	50, 000	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	-	-	-	-	-
熊		本	6, 393, 079	49, 523	0.77	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	-	-	-
大		分	3, 545, 659	18, 577	0.52	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
宮		崎	3, 009, 501	20, 118	0.67	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50, 000	-	-	50,000	50,000	-
鹿	児	島	5, 650, 997	39, 225	0.69	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	-	-	-	-	-
沖		縄	4, 230, 601	27, 356	0.65	25, 000	50, 000	25, 000	50,000	25, 000	50,000	-	-	-	-	-
				5.其礎控除物												

<sup>(</sup>注) 自己負担額から基礎控除額を差し引いた際の100円未満の端数は切り捨て、1,000円未満は不支給。

受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額 第9表

組合別 % (<u>−</u>) 0%

	赵	<u></u>		*	1 #	当たり	金額	1 \	細	たり	金額
		被扶	兼						被扶	兼	
組合名	课 令	組 合 員 1 人 当 た り	被 大 当 た り	<u>1</u> 1111□	組合	被扶養者	41	新 合 員	組 今 員 当 た り	被 抹 養 者 歩 た り か	<u>₩</u>
	中	本	<b>#</b>	#	田	田	田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田	田	田
地方職員共済組合	7.93	6.69	7.59	14. 62 ( 16. 69 )	11, 453 ( 10, 954 )	13, 839 ( 12, 688 )	12, 545 ( 11, 798 )	116, 679 ( 120, 315)	111,864 ( 124,510 )	126, 956 ( 134, 763 )	228, 544 ( 244, 825 )
公立学校共済組合	8.17 ( 9.19 )	5. 21 ( 6. 69 )	7.59	13.38 ( 15.88 )	10, 903 ( 10, 483)	14, 450 ( 13, 106 )	12, 284 ( 11, 587 )	112, 352 ( 121, 115)	89, 617 ( 104, 879 )	130, 623 ( 140, 282 )	201, 969 ( 225, 994)
警察共済組合	6.34 ( 6.92)	10.17 ( 12.22 )	7.91	16.51 ( 19.14 )	11, 707 ( 11, 023 )	12, 322 ( 11, 407 )	12, 086 ( 11, 268 )	92, 655 ( 95, 196)	151, 150 ( 168, 659 )	117, 530 ( 130, 960 )	243, 805 ( 263, 855 )
東京都職員共済組合	8.18 ( 9.10 )	5.73	7.96 ( 9.64)	13.91 ( 16.11 )	11, 473 ( 10, 657)	13, 673 ( 12, 616 )	12, 380 ( 11, 510 )	121, 220 ( 125, 552)	95, 376 ( 107, 628 )	132, 418 ( 147, 930 )	216, 596 ( 233, 180 )
指定都市職員共済組合	8.35 ( 9.12)	7. 07	7.78	15.42 ( 17.72 )	11, 632 ( 10, 971 )	13, 924 ( 12, 937 )	12, 683 ( 11, 925 )	125, 102 ( 128, 618)	118, 526 ( 133, 494)	130, 471 ( 143, 205 )	243, 628 ( 262, 112 )
市町村職員共済組合	7.67	6.83	7.51 (8.85)	14.50 ( 16.56 )	11, 405 ( 10, 882)	13, 918 ( 12, 894 )	12, 589 ( 11, 885 )	111, 383 ( 114, 784 )	114,025 ( 127,791 )	125, 416 ( 136, 899 )	225, 408 ( 242, 575 )
都市職員共済組合	7.67	6. 63 ( 7. 93 )	7.83	14.29 ( 16.19 )	11, 153 ( 10, 540 )	13, 886 ( 12, 799 )	12, 420 ( 11, 647)	111, 398 ( 113, 317)	109, 843 ( 121, 193)	129, 791 ( 140, 572)	221, 241 ( 234, 510 )
平	7.80	6. 53 (8. 09)	7.64 ( 9.02)	14.33	11, 259 ( 10, 746 )	13, 805 ( 12, 688 )	12, 420 ( 11, 689 )	111, 598 ( 116, 697 )	108, 187 ( 123, 314 )	126, 516 ( 137, 558)	219, 785 ( 240, 011 )

(注)1 ( )内の数は、令和元年度の実績である。
 2 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。
 3 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
 4 算出基礎となる組合員数及び破技養者は、年度未現在の数値である。

その(二) 市町村職員共済組合の組合別内訳

その	(—)	1111	可们概貝共	(A)TREE OF VA	組合別内訳								
		区分	受	計	<b>)</b>	率	1 件	当たり	金額	1 <i>)</i>	、 当 <i>t</i>	<b>こり</b>	金 額
`				被扶	養者						被扶	養者	
	/		組合員	組合員	被扶養	合 計	組合員	被扶養者	合 計	組合員	組合員	被扶養	合 計
4m ^	<i>h</i>			1 人	者1人		`				1 人	者1人	
組合	名			当たり	当たり						当たり	当たり	
			件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
北	海	道	6.66	5.82	6.42	12.48	13,609	16, 591	15,000	116, 763	115, 327	127, 179	232, 090
青	森	県	7.40	7.04	7.73	14.44	12,003	13, 557	12, 761	116, 907	119,594	131, 264	236, 501
岩	手	県	7.78	6.95	7.55	14.74	11, 169	14, 220	12,608	113, 623	120, 805	131, 127	234, 428
宮	城	県	8.03	6.23	7.69	14. 26	10, 527	13, 446	11,803	113, 464	102, 285	126, 151	215, 749
秋	田	県	7.76	7.31	7.96	15.07	10,835	13, 332	12, 047	111,804	121, 960	132, 706	233, 763
Щ	形	県	8.04	7. 12	8.32	15. 16	9, 968	12, 395	11, 108	104, 088	109, 721	128, 126	213, 809
福	島	県	7.73	6.94	7.89	14.67	11, 438	14, 000	12, 651	114, 473	117, 033	132, 992	231, 506
茨	城	県	7.57	6.26	7. 19	13.83	11, 277	13, 838	12, 436	110, 465	104, 826	120, 376	215, 291
栃	木	県	7.85	7. 13	8.04	14. 98	11,649	13, 537	12, 548	113, 223	114, 460	129, 098	227, 683
群	馬	県	7. 46	7. 22	7. 93	14. 68	11, 204	12, 502	11, 843	101, 809	106, 308	116, 654	208, 117
埼	玉	県	7. 73	6. 49	7. 64	14. 22	10, 922	12, 896	11, 823	108, 431	100, 970	118, 906	209, 402
千	葉	県	7.62	5. 74	7. 32	13. 36	11,009	13, 876	12, 240	108, 289	96, 853	123, 546	205, 141
東	京	都	8. 09	5. 54	7. 57	13. 63	11, 212	14, 121	12, 394	118, 536	95, 431	130, 319	213, 967
	奈川	県	7. 69	6.85	7. 45	14. 54	10, 409	12, 617	11, 449	107, 528	108, 222	117, 769	215, 750
新	潟	県	7. 38	6. 18	7. 19	13. 55	10, 821	13, 636	12, 104	102, 934	104, 165	121, 272	207, 099
富一	山	県	7. 07	5. 12	7. 61	12. 19	11, 210	13, 260	12, 070	98, 999	80, 156	119, 191	179, 156
石	川 #	県	6. 79	5. 42	6. 79	12. 21	13, 264	17, 275	15, 045	111, 711	107, 959	135, 248	219, 670
福	井	県	7. 11	5. 35	6. 94	12. 46	11, 958	14, 805	13, 181	102, 655	90, 082	116, 726	192, 737
山	梨	県	7.40	6.70	7.87	14. 10	11, 209	14, 163	12, 612	105, 333	113, 191	133, 046	218, 524
長	野	県	7.00	5. 60	6. 55	12. 60	11,656	15, 900	13, 543	105, 325	106, 959	125, 014	212, 285
岐	阜 岡	県	7.55	7. 18 6. 35	8. 14	14. 74	10, 837	12, 871	11, 829	102, 824	109, 046	123, 560	211, 870
静愛	知知	県	7. 55		7. 49	13. 90	11, 100	13, 878	12, 369	106, 711	106, 732	125, 854	213, 442
芝三	重	県県	7. 58 8. 20	6. 47 6. 58	8. 21 7. 54	14. 05 14. 78	10, 871 10, 855	12, 900 13, 130	11, 806 11, 868	101, 026 112, 224	97, 906 103, 821	124, 154 118, 933	198, 932 216, 045
滋	当	県	7. 49	5. 95	7. 00	13. 44	11, 464	13, 130	12, 580	112, 224	103, 821	119, 807	212, 174
京	都	府	7. 43	6. 75	6. 99	14. 39	12, 426	15, 341	13, 793	115, 271	119, 406	123, 751	234, 676
大	阪	府	8. 45	7. 67	7. 71	16. 12	11, 539	14, 502	12, 948	122, 053	130, 773	131, 527	252, 826
兵	庫	県	7. 95	7.46	7. 68	15. 41	11, 113	14, 353	12, 681	114, 377	126, 933	130, 609	241, 310
奈	良	県	8. 22	6.86	7. 35	15. 08	12, 929	16, 578	14, 588	127, 156	129, 344	138, 582	256, 500
	歌山	県	8. 15	7.71	8. 01	15. 86	11, 137	12, 597	11, 847	112, 777	113, 626	118, 079	226, 403
鳥	取	県	7. 63	6.70	7. 34	14. 33	10, 915	14, 219	12, 460	105, 594	114, 454	125, 483	220, 048
島	根	県	7. 49	7. 17	7. 13	14. 66	11, 082	14, 205	12, 609	107, 832	122, 584	121, 916	230, 416
岡	Щ	県	7. 70	8. 18	8. 02	15. 89	11, 523	12, 541	12, 047	109, 301	120, 466	118, 068	229, 767
広	島	県	7.60	6.70	7. 12	14. 30	11, 750	13, 169	12, 415	115, 438	109, 480	116, 471	224, 918
山	П	県	7.80	7.83	7.83	15. 64	12, 029	13, 625	12, 829	120, 557	131, 195	131, 131	251, 753
徳	島	県	8.34	7.17	8.45	15. 51	11, 709	14, 880	13, 175	120, 441	125, 941	148, 456	246, 382
香	Ш	県	8.02	7.24	8.51	15. 26	11, 284	11, 944	11, 597	114, 411	104, 103	122, 366	218, 514
愛	媛	県	7.57	7.49	7.79	15.06	11,888	13, 867	12,872	112, 310	123, 355	128, 243	235, 665
高	知	県	7. 16	6.21	7. 23	13. 37	11, 370	15, 900	13, 474	105, 328	117, 151	136, 367	222, 480
福	畄	県	8.09	8.00	7.75	16. 10	11,589	13, 700	12, 639	115, 763	129, 666	125, 619	245, 429
佐	賀	県	8.35	8.28	7.94	16.63	11, 105	13, 050	12,073	120, 359	131, 509	126, 138	251, 868
長	崎	県	7.69	8.17	7.47	15.85	11, 529	14, 366	12, 990	112, 211	139, 168	127, 304	251, 379
熊	本	県	7.88	8.16	7.87	16.03	11, 931	14, 148	13, 059	118, 939	139, 144	134, 241	258, 083
大	分	県	7.36	7.60	7. 16	14. 97	11,875	14, 660	13, 289	109, 882	130, 896	123, 270	240, 779
宮	崎	県	7.37	7.79	7. 29	15. 16	12,022	13, 504	12, 784	110, 257	127, 888	119, 679	238, 145
	児 島	県	7.64	9.21	7.50	16.85	11, 789	13, 741	12, 856	113, 937	148, 032	120, 645	261, 970
沖	縄	県	6. 99	7.96	6.35	14. 95	11, 764	15, 410	13, 706	104, 329	145, 227	115, 840	249, 556
平		均	7.67	6.83	7.51	14. 50	11, 405	13, 918	12, 589	111, 383	114, 025	125, 416	225, 408

<sup>(</sup>注) 1 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

<sup>2 「</sup>一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

<sup>3</sup> 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分					収入に	対する
組合名	掛金+負担金	1人当た り の 額	法 定 給 付	1人当た り の 額	法 の 割	給 付   合
	千円	円	千円	円	%	%
地方職員共済組合	203, 841, 170	648, 922	85, 260, 475	271, 424	41.8 (	43.8)
公立学校共済組合	636, 864, 225	592, 034	283, 920, 845	263, 935	44.6 (	47.6)
警察共済組合	169, 681, 758	566, 369	82, 879, 856	276, 639	48.8 (	52.3)
東京都職員共済組合	77, 066, 694	609, 030	34, 337, 885	271, 360	44.6 (	45.8)
指定都市職員共済組合	105, 616, 178	627, 420	48, 745, 429	289, 576	46.2 (	47.6)
市町村職員共済組合	606, 797, 160	617, 083	266, 702, 777	271, 224	44.0 (	45.8)
都市職員共済組合	32, 878, 039	608, 301	14, 975, 968	277, 081	45.6 (	47.1)
合 計	1, 832, 745, 225	606, 528	816, 823, 234	270, 319	44.6 (	46.9)

- (注) 1 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
  - 2 割合の() 内の数は、令和元年度の実績である。
  - 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第11表 法定給付の給付実績

区分	令 和 2	2 年 度	令 和 ラ	元 年 度	増			減
費目	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸 び 率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	63, 078, 059	699, 970, 532	70, 378, 907	727, 335, 449	△ 7, 300, 848	△ 10.4	△ 27, 364, 917	△ 3.8
内訳								
医療費	62, 994, 092	666, 567, 850	70, 294, 641	693, 705, 538	△ 7, 300, 549	△ 10.4	△ 27, 137, 688	△ 3.9
その他	83, 967	33, 402, 682	84, 266	33, 629, 911	△ 299	△ 0.4	△ 227, 229	△ 0.7
休業給付	681, 144	116, 092, 426	641, 650	109, 913, 246	39, 494	6. 2	6, 179, 180	5. 6
災害給付	1, 288	760, 276	1, 564	960, 240	△ 276	△ 17.6	△ 199, 964	△ 20.8
合 計	63, 760, 491	816, 823, 234	71, 022, 121	838, 208, 935	△ 7, 261, 630	△ 10.2	△ 21, 385, 701	△ 2.6

(注)金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第12表 附加給付の給付実績

区分	令 和 2	2 年 度	令 和 ラ	元 年 度	増		減	
費目	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	204, 877	7, 376, 424	214, 289	7, 749, 590	△ 9,412	△ 4.4	△ 373, 166	△ 4.8
休業給付	4,773	1, 049, 663	4, 584	984, 801	189	4. 1	64, 862	6.6
合 計	209, 650	8, 426, 087	218, 873	8, 734, 391	△ 9, 223	△ 4.2	△ 308, 304	△ 3.5

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

#### [Ⅲ] 長期給付の概況

#### 1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和42年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約3年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことに鑑み、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和44年10月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和44年12月に財源率の再計算を実施(昭和45年1月から適用)し、その後、昭和49年12月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月及び平成11年12月に再計算を実施したが、経済情勢等に考慮して、平成8年12月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成2年4月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年4月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して 同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成 26 年 9 月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成 27 年 10 月から段階的に引き上げていくことが法定化され、平成 30 年 9 月に厚生年金の上限である 1,000 分の 183 に統一された(第13 表参照)。

### 第13表 その(一)長期財源率の状況

(令和2年度末現在)

F	/\		保険料率 (千分率)								
区	分	保	険	料	率	被保険者負担分	事業主負担分				
厚生年金保険法第8 める率	1条第4項で定		183.	. 00		91. 50	91.50				

#### その(二) 退職等年金給付財源率の状況

(令和2年度末現在)

			退職等年金給付の財源率(千分率)								
区	分	合	計	標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額 と掛金の割合	標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額 と負担金の割合						
地方公務員等共済 第3項の地方公務員 会の定款において	共済組合連合	15	5. 0	7. 5	7. 5						

#### 2 収入の状況

令和2年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金(追加費用及び 払込金を含む。)及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用によ る利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

令和2年度の厚生年金保険経理の負担金収入は2兆8,223億円、組合員保険料収入は1兆7,275億円、利息及び配当金収入は33億円、信託の運用益は9,383億円で、この四科目の計は5兆4,913億円となり、厚生年金交付金3兆2,437億円、基礎年金交付金671億円、財政調整拠出金受入金531億円及びその他の収入19億円を含めた収入の計は8兆8,572億円となっている(第14-1表その(二)参照)。

退職等年金経理の負担金収入は1,417億円、掛金収入は1,417億円、利息及び配当金収入は14億円、信託の運用益は44億円で、この四科目の計は2,893億円となり、財政調整拠出金受入金は2億円及びその他の収入1千万円を含めた収入の計は2,894億円となっている(第14-2表その(二)参照)。

経過的長期経理の負担金収入は272億円、利息及び配当金収入は72億円、信託の運用益は1兆605億円で、この三科目の計は1兆948億円となり、基礎年金交付金1億円及びその他の収入3億円を含めた収入の計は1兆952億円となっている(第14-3表その(二)参照)。

#### 3 給付の状況

令和2年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で1兆2,977億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が70.6%、旧職域加算退職給付が13.6%、障害厚生年金が0.7%、旧職域加算障害給付が0.1%、遺族厚生年金が13.7%、旧職域加算遺族給付が1.4%となっている(第15表その(一)参照)。退職等年金給付の給付額は、全体で16億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が10.4%、有期退職年金(240月)が5.1%、有期退職年金(120月)が7.9%、有期退職年金に代わる一時金が41.6%、公務障害年金が0.7%、公務遺族年金が3.5%、遺族に対する一時金が30.2%となっている(第15表その(二)参照)。平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で2兆9,946億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が71.0%、障害共済年金が0.8%、遺族共済年金が19.2%、退職年金が6.8%、減額退職年金が0.5%、通算退職年金が0.1%、障害年金が0.2%、遺族年金が1.5%となっている(第15表その(三)参照)。

次に令和2年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、1,135,806 人で老齢厚生年金の受給権者は、941,934 人、障害厚生年金が10,125 人、遺族厚生年金が183,747 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、2,047,634 人で退職共済年金の受給権者は、1,403,490 人、障害共済年金が42,564 人、遺族共済年金が450,780 人で昭和61年3月31日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が91,729 人、障害年金が4,097 人、遺族年金が41,092 人、減額退職年金が9,651 人、通算退職年金が3,735 人、通算遺族年金が496 人となっている(第16表参照)。

## 第14-1表 厚生年金保険経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分		収 入	(A)	
組合名	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	8, 554, 372, 637	8, 293, 780, 316	260, 592, 321	3.1
地方職員共済組合	911, 784, 935	933, 679, 066	△ 21, 894, 131	$\triangle$ 2.3
公 立 学 校 共 済 組 合	2, 901, 686, 528	2, 836, 011, 029	65, 675, 500	2.3
警察 共済 組 合	858, 443, 702	851, 088, 141	7, 355, 561	0.9
東京都職員共済組合	381, 779, 608	367, 109, 880	14, 669, 728	4.0
全国市町村職員共済組合連合会	3, 175, 670, 136	3, 093, 006, 446	82, 663, 690	2.7
合 計	16, 783, 737, 547	16, 374, 674, 879	409, 062, 668	2.5

(注) 1 収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越厚生年金保険給付 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その(二) 費用別収支状況

区分	7424	<i>V</i>	IJ	Į.				入	
	令	和 2	2	年 度	令 和	1 元	年 度	増	減
費目	金		額	構成比	金	額	構成比	金額	増減率
		=	千円	%		千円	9 %	千円	%
負 担 金	2,8	822, 290,	316	7.9	2,800	, 211, 421	7.9	22, 078, 895	0.8
(うち追加費用)	(32	25, 946, 4	119)	(0.9)	(366,	143, 736)	(1.0)	$(\triangle 40, 197, 317)$	(△ 11.0)
組合員保険料	1,	727, 484,	580	4.8	1,688	, 159, 735	4.8	39, 324, 845	2. 3
厚生年金交付金)	3, 2	243, 659,	139	9. 0	3, 231	, 562, 425	9. 2	12, 096, 714	0.4
基礎年金交付金		67, 120,				, 588, 050			△ 25.1
財政調整拠出金受入金		53, 113,				5, 583, 102			△ 50.2
利息及び配当金		3, 299,				, 631, 457		1, 667, 818	102. 2
信託の運用益		938, 254,				, 542, 322			61. 3
その他		1, 941,		0.0		2, 121, 847		△ 179, 966	
小計	8,8	857, 163,	063	24. 7	8, 501	, 400, 360	24. 1	355, 762, 703	4. 2
組合払込金		12, 441,	160	0.0	91	, 965, 483	0. 1	△ 9, 524, 313	△ 43. 4
連合会交付金		25, 361,				, 360, 40 2, 360, 000		3, 001, 000	
		25, 361,	000	0. 1	22	, 300, 000	0.1	3, 001, 000	13. 4
組合交付金返還金連合会払込金返還金		11,	546	0.0		-	-	11, 546	皆 増
厚生年金交付金	3, 3	243, 659,	139	9.0	3, 231	, 562, 425	9. 2	12, 096, 714	0.4
厚生年金拠出金負担金		069, 385,		8.6		, 655, 810		15, 729, 517	0. 5
基 礎 年 金 交 付 金		67, 186,	151	0.2	89	, 668, 670	0.3	△ 22, 482, 519	△ 25.1
基礎年金拠出金負担金	1,	508, 530,	153	4. 2	1, 454	, 062, 133	4.1	54, 468, 020	3. 7
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	19,	114, 896,	147	53. 2	18, 930	, 802, 228	53. 6	184, 093, 919	1.0
前年度繰越厚金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金			-	-		-	-	-	-
合計	35, 8	898, 633,	693	100.0	35, 305	, 477, 106	5 100.0	593, 156, 587	1.7

- (注) 1 負担金には、払込金を含む。
  - 2 収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金
  - 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

	支 出	(B)		過不足額(	( B )
令和2年度	令和元年度	増 減	増減率	令和2年度	令和元年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
8, 072, 955, 133	8, 034, 086, 543	38, 868, 591	0.5	481, 417, 504	259, 693, 773
923, 279, 982	931, 967, 142	△ 8, 687, 160	△ 0.9	△ 11, 495, 047	1, 711, 924
2, 885, 560, 296	2, 871, 421, 873	14, 138, 423	0.5	16, 126, 232	△ 35, 410, 844
807, 540, 336	819, 379, 215	△ 11, 838, 879	$\triangle$ 1.4	50, 903, 365	31, 708, 926
395, 706, 221	388, 537, 132	7, 169, 089	1.8	△ 13, 926, 613	△ 21, 427, 252
3, 182, 062, 852	3, 145, 189, 054	36, 873, 797	1.2	△ 6, 392, 716	△ 52, 182, 609
16, 267, 104, 821	16, 190, 580, 960	76, 523, 861	0.5	516, 632, 726	184, 093, 919

組合積立金を含まない。

				区分				支								出	
	_	_			令	和	2	4	年 度	令	和	元	年	度	増		減
費目					金		額	Ą	構成比	金		額	構	成比	金	額	増減率
							Ŧ	.円	%			千円	9	%		千円	%
老齢	厚	生	給	付		915,	537, 7	738	2.6		811, 3	326, 54	2	2.3		104, 211, 196	12.8
退職	共	済	給	付	2,		140, 1		5. 7	2		979, 17		6. 2	Δ	△ 145, 839, 007	$\triangle$ 6.7
障害	厚	生	給	付		9,	022, 6	516	0.0		6, 7	795, 63	5	0.0		2, 226, 981	32. 8
障害	共	済	給	付		23,	915, 0	)76	0. 1		25, (	000, 82	0	0.1		△ 1, 085, 743	△ 4.3
遺族	厚	生	給	付			054, 5		0. 2		46, 3	387, 08	7	0. 1		12, 667, 502	27. 3
遺族	共	済	給	付		691,	650, 3	364	1.9		713, 9	959, 41	2	2.0		$\triangle$ 22, 309, 048	△ 3.1
短期在							8, 3		0.0			6, 66		0.0		1, 682	25. 2
厚生年生							385, 3		8. 6			555, 81		8.6		15, 729, 517	0. 5
基礎年金				金	1,	508,	530, 1	.53	4. 2	1	, 454, (	062, 13	3	4. 1		54, 468, 020	3. 7
	周 軎		出	金				-	-				-	-		-	-
信託	0)	運	用	損		9,	525, 6	664	0.0		6, (	001, 79	6	0.0		3, 523, 868	58. 7
そ	0	)		他			760, 2		0.0		8, 1	131, 37	0	0.0		$\triangle 371,071$	$\triangle$ 4.6
小				計	8,	340,	530, 3	337	23. 2	8	, 317, 3	306, 44	1	23. 6		23, 223, 896	0. 3
連合	会	払	込	金			441, 1		0.0			965, 48		0.1		△ 9, 524, 313	△ 43.4
組合	ろ	ζ	付	金		25,	361,0	000	0.1		22, 3	360, 00	0	0.1		3, 001, 000	13. 4
連合会	交斥	十 金	返 還	金金				-	-				-	-		-	-
組合払	込	金油	反 還	金			11, 5	546	0.0				-	-		11, 546	皆 増
厚生年会	金交	付金	支担	金金	3,	243,	659, 1	39	9.0	3	, 231, 5	562, 42	5	9. 2		12, 096, 714	0.4
厚 生 5	车 虿	定 拠	出	金	3,	069,	385, 3	327	8.6	3	, 053, 6	655, 81	0	8.6		15, 729, 517	0.5
基礎年金	金交	付金	支担	金金		67,	186, 1	51	0.2		89, 6	668, 67	0	0.3		△ 22, 482, 519	△ 25.1
基礎生	年 虿	定 拠	出	金	1,	508,	530, 1	.53	4. 2	1	, 454, (	062, 13	3	4. 1		54, 468, 020	3. 7
保険給	繰起付約	且合	積立	金	19,	631,	528, 8	373	54. 7	19	, 114, 8	396, 14	7	54. 1		516, 632, 726	2. 7
次年度金度	繰負繰	1 金	充 当	金金金金金				-	-				-	-		-	-
拠出金								-	-			-	-	-		-	-
合				計	35,	898,	633, 6	593	100.0	35	, 305, 4	177, 10	6	100.0		593, 156, 587	1. 7

には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。

### 第14-2表 退職等年金経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分		収 入	(A)	
組合名	令和2年度	令和元年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	14, 546, 637	14, 377, 021	169, 615	1.2
地方職員共済組合	31, 917, 247	31, 655, 797	261, 450	0.8
公立学校共済組合	101, 345, 875	94, 764, 089	6, 581, 787	6.9
警察 共済 組 合	32, 783, 725	32, 838, 804	△ 55,078	△ 0.2
東京都職員共済組合	13, 112, 114	13, 171, 174	△ 59,060	△ 0.4
全国市町村職員共済組合連合会	109, 897, 706	109, 505, 748	391, 958	0.4
合計	303, 603, 305	296, 312, 633	7, 290, 671	2.5

<sup>(</sup>注) 1 収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## その(二) 費用別収支状況

区分	ЦX	!			入	
	令 和 2	年 度	令 和 元	年 度	増	減
費目	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	141, 715, 034	9. 2	138, 464, 117	11.0	3, 250, 917	2.3
掛金	141, 721, 902	9.2	138, 471, 753	11.0	3, 250, 149	2.3
財政調整拠出金受入金	154, 576	0.0	346, 914	0.0	△ 192, 338	△ 55.4
利息及び配当金	1, 411, 804	0.1	1, 533, 511	0. 1	△ 121,707	△ 7.9
信 託 の 運 用 益	4, 415, 076	0.3	3, 648, 865	0.3	766, 210	21.0
そ の 他	14, 556	0.0	8, 639	0.0	5, 917	68. 5
小計	289, 432, 948	18.7	282, 473, 799	22. 4	6, 959, 148	2.5
連合会払込金返還金	_	_	-	-	-	-
組合払込金	14, 170, 357	0.9	13, 838, 834	1. 1	331, 523	2.4
組合交付金返還金	_	-	-	-	-	-
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越退職等年金給 付組合積立金	1, 243, 164, 003	80. 4	963, 941, 166	76. 5	279, 222, 838	29. 0
合 計	1, 546, 767, 308	100.0	1, 260, 253, 799	100.0	286, 513, 509	22.7

- (注) 1 負担金には、払込金を含む。
  - 2 収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金には、
  - 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

	支 出	(B)		過不足額(	A) – (B)
令和2年度	令和元年度	増減	増減率	令和2年度	令和元年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
493, 962	398, 212	95, 750	24. 0	14, 052, 675	13, 978, 809
2, 056, 038	1, 850, 785	205, 253	11. 1	29, 861, 209	29, 805, 012
6, 127, 225	5, 653, 198	474, 027	8. 4	95, 218, 651	89, 110, 891
2, 036, 351	1, 854, 574	181, 778	9.8	30, 747, 374	30, 984, 230
890, 813	842, 705	48, 108	5. 7	12, 221, 301	12, 328, 469
7, 084, 115	6, 490, 322	593, 793	9. 1	102, 813, 591	103, 015, 426
18, 688, 504	17, 089, 796	1, 598, 708	9. 4	284, 914, 801	279, 222, 838

積立金を含まない。

区分			支					出	
	令	和 2	年 度	. 2	令 和	元	年 度	増	減
費目	金	額	i 構成」	七 🔞	金	額	構成比	金 額	増減率
		千	円	%		千円	%	千円	%
退 職 等 給 付		1, 563, 0	01	. 1	7	94, 016	0. 1	768, 985	96. 8
公 務 障 害 給 付		10, 8	86	0. 0		5, 708	0.0	5, 178	90. 7
公 務 遺 族 給 付		56, 7	14	0. 0		32, 572	0.0	24, 142	74. 1
財 政 調 整 拠 出 金			-	-		-	-	-	-
信 託 の 運 用 損			-	-		-	-	-	-
そ の 他		2, 887, 5	46	. 2	2, 4	18, 666	0. 2	468, 879	19. 4
小計		4, 518, 1	47	. 3	3, 2	50, 962	0.3	1, 267, 185	39. 0
連合会交付金返還金			-	-		-	-	-	-
連合会払込金		14, 170, 3	57	. 9	13, 8	38, 834	1.1	331, 523	2. 4
組合払込金返還金			-	-		-	-	-	-
組合交付金			-	-		-	-	-	-
次年度繰越退職等年金給 付組合積立金	1,	528, 078, 8	04 98	8. 8	1, 243, 1	64, 003	98. 6	284, 914, 80	22. 9
合 計	1,	546, 767, 3	08 100	0. 0	1, 260, 2	53, 799	100.0	286, 513, 509	22. 7

地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金期給付調整積立金を含む。

### 第14-3表 経過的長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

区分		収	入	(A)	
組合名	令和2年度	令 和 元	年度	増減	増減率
	千円		千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	621, 736, 821	344	, 884, 433	276, 852, 389	80. 3
地方職員共済組合	62, 909, 951	61	, 411, 701	1, 498, 250	2. 4
公 立 学 校 共 済 組 合	113, 655, 641	69	, 310, 490	44, 345, 152	64. 0
警察 共済 組 合	60, 869, 820	37	, 836, 104	23, 033, 716	60. 9
東京都職員共済組合	13, 275, 098	8	, 940, 002	4, 335, 096	48. 5
全国市町村職員共済組合連合会	279, 245, 158	154	, 075, 579	125, 169, 579	81. 2
合計	1, 151, 692, 490	676	, 458, 308	475, 234, 182	70.3

<sup>(</sup>注) 1 収入には前年度繰越経過的長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過的長期給付組合 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

## その(二) 費用別収支状況

区分	ηΣ	ζ			入	
	令 和 2	年 度	令 和 元	年 度	増	減
費目	金額	構成比	金 額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	27, 190, 066	0. 1	37, 134, 736	0.2	△ 9, 944, 670	△ 26.8
(うち追加費用)	(24, 841, 030)	(0.1)	(35, 060, 565)	(0.2)	$(\triangle 10, 219, 535)$	(△ 29.1)
基礎年金交付金)	65, 872	0.0	80, 620	0.0	△ 14,747	△ 18.3
利息及び配当金	7, 175, 777	0.0	6, 193, 906	0.0	981, 871	15. 9
信 託 の 運 用 益	1, 060, 461, 410	5. 3	577, 170, 076	2.9	483, 291, 334	83. 7
そ の 他	280, 365	0.0	624, 971	0.0	△ 344, 606	△ 55.1
小 計	1, 095, 173, 490	5. 4	621, 204, 308	3. 2	473, 969, 182	76. 3
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金	-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	56, 519, 000	0.3	55, 254, 000	0.3	1, 265, 000	2. 3
前年度繰越経過的長期給 付組合積立金	19, 008, 903, 556	94. 3	18, 940, 746, 064	96. 6	68, 157, 492	0. 4
合計	20, 160, 596, 046	100.0	19, 617, 204, 372	100.0	543, 391, 674	2.8

- (注) 1 負担金には、払込金を含む。
  - 2 収入の前年度繰越経過的長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過的長期給付組合積立金には、
  - 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

	支 出	(B)		過不足額(A	A) - (B)
令和2年度	令和元年度	増減	増減率	令和2年度	令和元年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
59, 713, 302	58, 075, 312	1, 637, 990	2.8	562, 023, 519	286, 809, 121
61, 489, 679	61, 841, 246	△ 351, 567	△ 0.6	1, 420, 273	$\triangle$ 429, 545
199, 085, 246	197, 080, 902	2, 004, 343	1.0	△ 85, 429, 604	$\triangle$ 127, 770, 412
48, 999, 871	48, 784, 986	214, 885	0.4	11, 869, 949	△ 10, 948, 882
27, 137, 613	27, 570, 368	△ 432, 755	△ 1.6	△ 13, 862, 515	△ 18, 630, 366
214, 226, 481	214, 948, 003	△ 721, 522	△ 0.3	65, 018, 677	$\triangle$ 60, 872, 425
610, 652, 191	608, 300, 816	2, 351, 375	0.4	541, 040, 299	68, 157, 492

積立金を含まない。

					区分				支								出		
						令	和	2	年	度	令	和	元	年 度	増				減
費目						金		額	樟	<b> </b>	金		額	構成比	金	額	増	減	率
								千	円	%			千円	9/	Ď	千円			%
退	職	共	済	給	付		474,	487, 85	53	2.4		475, 4	41, 055	2.	4	△ 953, 203			△ 0.2
障	害	共	済	給	付		6,	720, 10	00	0.0		6, 7	24, 944	0.0	)	△ 4,844			△ 0.1
遺	族	共	済	給	付		65,	499, 96	64	0.3		64, 2	09, 574	0. 3	3	1, 290, 391			2.0
恩	給 組	合	条(	列 給	计付			164, 19	98	0.0		2	04, 459	0.0	)	△ 40, 261		$\triangle$	19.7
目词	市 町	村井	;済	法系	合付			74, 01	11	0.0			78, 994	0.0	)	△ 4, 983			△ 6.3
信	託	$\mathcal{O}$	運	用	損		6,	386, 03	30	0.0		5, 5	95, 097	0.0	)	790, 934			14. 1
そ		Ø,	)		他			801, 03	35	0.0		7	92, 694	0.0	)	8, 341			1.1
小					計		554,	133, 19	91	2. 7		553, 0	46, 816	2.8	8	1, 086, 375			0. 2
連行	合 会	交付	+ 金	返還	置金				-	-			-	-		-			-
連	合	会	払	込	金				-	-			-	-		-			-
組	合 払	込	金ì	反 還	金金				-	-			-	-		-			-
組	合	交		付	金		56,	519, 00	00	0.3		55, 2	54, 000	0. 3	3	1, 265, 000			2.3
	F 度 約	操越 狙 台				19,	549,	943, 85	54	97.0	19,	008, 9	03, 556	96.9	9	541, 040, 299			2.8
合					計	20,	160,	596, 04	16	100.0	19,	617, 2	04, 372	100.0		543, 391, 674			2.8

地方公務員共済組合連合会に係る経過的長期給付調整積立金を含む。

## 第15表 長期給付支給状況

# その(一) 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規 定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

r==									(令和2年度末現在)
区分年金の種類	給	付(	牛 数		給付	金	額	1件当たり金額	給付金額の割合
			件			=	千円	円	%
* * 「 * * * * * * * * * * * * * * * * *		5, 24	0, 719		915,	612,	028	174, 711	70. 6
老齢厚生年金	(	4, 73	7,056)	(	811,	414,	752)	( 171, 291)	( 71.2)
口聯長加管泪聯公召		5, 10	4, 261		176,	203,	082	34, 521	13. 6
旧職域加算退職給付	(	4, 62	1,711)	(	160,	390,	217)	( 34, 704)	( 14.1)
		4	6, 784		8,	997,	811	192, 327	0.7
障害厚生年金	(		5, 107)	(	•		814)	( 193, 289 )	( 0.6)
		2	3,600			747,	594	31, 678	0.1
旧職域加算障害給付	(	1	8,903)	(		607,	211)	( 32, 122 )	( 0.1)
		93	4, 583		178,	154,	329	190, 624	13.7
遺族厚生年金	(	75	1,647)	(	146,	018,	646)	( 194, 265 )	( 12.8)
		91	9, 348		17,	947,	661	19, 522	1.4
旧職域加算遺族給付	(	74	0,418)	(	14,	223,	643)	( 19, 210 )	( 1.2)
			12			24,	805	2, 067, 091	0.0
障害手当金	(		5)	(			645)	2, 128, 922)	( 0.0)
			0 )	(		10,	010 )	2, 120, 322 )	0.07
IT			9			8,	346	927, 348	0.0
脱退一時金	(		6)	(		6,	664)	( 1, 110, 722)	( 0.0)
Λ =1		12, 26	9, 316		1, 297,	695,	655	105, 768	100.0
合計	(	10, 90	4,853)	(	1, 139,	457,	593)	( 104, 491)	( 100.0)

<sup>(</sup>注)1 ()内の数は、令和元年度の実績である。

<sup>2</sup> 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

<sup>3</sup> 給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

## その(二)退職等年金給付

	1			\	令相 2 年度木現住)
区分年金の種類	給	付 件 数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
一位小压场		件	<b>7</b> .m	Ш	%
		14	千円	円	%0
退職年金					
(/ // >=====					
終身退職年金		338, 370	169, 990	502	10.4
	(	129, 994)	( 76, 886)	( 591)	9.2)
有期退職年金   (240月)		157, 741	82, 752	525	5. 1
(240)	(	56, 471)	( 33, 467)	( 593)	( 4.0)
有期退職年金		111, 266	128, 585	1, 156	7.9
(120月)	(	45, 924)	( 53, 956 )	( 1, 175)	( 6.5)
_ 有期退職年金に		9, 568	678, 934	70, 959	41.6
代わる一時金	(	2,924)	( 288, 067)	( 98, 518)	( 34.6)
		2,021)	200,001	00,010	01.07
公務障害年金		46	10, 886	236, 650	0.7
	(	12)	( 5, 708 )	( 475, 627 )	( 0.7)
	(	12 )	5,700	( 475, 027)	0.7)
		484	56, 714	117, 179	3. 5
公務遺族年金	,				
	(	337)	( 32, 572)	( 96, 654)	( 3.9)
遺族に対する一時金		3, 385	492, 938	145, 624	30. 2
220(1-)(1)	(	3,005)	( 341, 640 )	( 113, 691 )	( 41.0)
		-, /	212, 310 /	110, 301 /	
整理退職一時金		61	9, 801	160, 679	0.6
	(	- )	( -)	( -)	( -)
	\	,	,		
		620, 921	1, 630, 601	2,626	100.0
合計	(	238, 667)	( 832, 295 )	( 3, 487)	( 100.0)
	1	450,001)	( 052, 290 )	3,407)	100.07

<sup>(</sup>注)1 ()内の数は、令和元年度の実績である。

<sup>2</sup> 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

<sup>3</sup> 給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

その(三) 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による 給付等に係る給付

							(1	令和 2 年度末現在	Ŀ)
年金の種類	区分	給	付 件 数	給 付	金額	1件当たり	金額	給付金額の割合	<u> </u>
			件		千円		円	9/	6
) H mth 11 > to 6-	^		8, 566, 333	2, 125	, 354, 193	248,	105	71.0	
退職共済年	金	(	9,091,925)	( 2, 249	, 713, 892 )	( 247,	441)	( 70.2	)
14 職 左	A		563, 997	202,	346, 818	358,	773	6.8	
退職年	金	(	653, 911)	( 238,	470, 100)	( 364,	683)	7.4	)
減額退職年	仝		59, 105	14,	137, 758	239,	197	0.5	
M	金	(	63, 943)	( 15,	582, 246)	( 243,	690)	( 0.5	)
通算退職年	金		24, 623	2,	599, 722	105,	581	0.1	
	亚.	(	30, 258)	( 3,	261, 297)	( 107,	783)	0.1	)
障害共済年	金		135, 059	24,	706, 844	182,	934	0.8	
	1 1/2	(	139, 733)	( 25,	276, 433)	( 180,	891)	0.8	)
障害年	金		17, 553	5,	169, 588	294,	513	0.2	
	並	(	19, 226)	( 5,	838, 117)	( 303,	657)	0.2	)
遺族共済年	金		2, 656, 797	574,	786, 502	216,	346	19. 2	
	MZ.	(	2,810,326)	(614,	353, 042)	( 218,	606)	( 19. 2	)
遺族年	金		216, 820	45,	324, 258	209,	041	1.5	
	717.	(	238, 306)	( 49,	988, 837)	( 209,	767)	( 1.6	)
   通 算 遺 族 年	金		3, 122		139, 466	44,	672	0.0	
~ 7F & //\(\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\}\\ \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}\}\\ \text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex	(	(	3, 478)	(	155, 138)	( 44,	606)	0.0	)
その	他		9		14, 217	1, 579,	643	0.0	
	انار	(	9)	(	17, 663)	( 1,962,	501)	0.0	)
合	計		12, 243, 418	2, 994	, 579, 366	244,	587	100.0	)
	ΒI	(	13, 051, 115)	( 3, 202	, 656, 765 )	( 245,	393)	( 100.0	))

<sup>(</sup>注)1 ()内の数は、令和元年度の実績である。

<sup>2</sup> その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。

<sup>3</sup> 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

<sup>4</sup> 給付金額とは実支給額の総計である。第16表の年金額とは異なる。

# 第16表 年金種類別受給権者状況

								I			(	11 J.H	2年度木現仕)
年金	へ	 類			区分		受給権者数		年	金	額	1 平	人当たり立均年金額
							人				千円		円
t.a	ela A	_	.1	_			941, 934			1, 065, 667,	590		1, 131, 361
老	齢	厚	生	年	金	(	855, 044)	(		966, 973,	809 )	(	1, 130, 905)
<b>%</b> 9							922, 514			192, 092,	700		208, 227
* 2	旧職	域加	算退	と職糸	合付	(	835, 094)	(		175, 415,	380)	(	210,055)
\H	小やロ	ملك	> <del>-\-\-</del>	F	^		1, 403, 490			2, 122, 883,	205		1, 512, 575
退	職	共	済	年	金	(	1, 453, 421)	(		2, 205, 710,	007)	(	1, 517, 599)
\H		叶小	<i>/</i>	_	^		91, 729			230, 054,	616		2, 507, 981
退		職	年	•	金	(	105, 480)	(		265, 033,	758)	(	2, 512, 645)
3 <del>-1</del> -	安石	<b>`</b> H	吡	Æ	^		9, 651			17, 383,	949		1,801,259
減	額	退	職	年	金	(	10, 459)	(		18, 846,	876)	(	1,801,977)
2番	ద	2 E.	心	左	$\triangle$		3, 735			2, 789,	048		746, 733
通	算	退	職	年	金	(	4,528)	(		3, 450,	743)	(	762,090)
障	害	厚	生	年	金		10, 125			9, 609,	112		949, 048
中	百	子	工	+	TF.	(	7,849)	(		7, 497,	060)	(	955, 161)
<b>※</b> 2	山田	ht: hn	営 陸	全宝	△ /		7, 085			1, 255,	886		177, 260
	1口 邦联	域加	异 恽	古市	5p (1)	(	5, 945)	(		1, 074,	383)	(	180,720)
障	害	共	済	年	金		42, 564			47, 308,	602		1, 111, 470
严	П	^	1/1		712	(	43, 370)	(		48, 437,	332)	(	1, 116, 840)
			公社	务等			840			2, 400,	932		2, 858, 252
	内	{				(	853)	(		2, 435,	554)	(	2, 855, 280)
			公社	务外			41, 724			44, 907,	670		1, 076, 303
						(	42, 517)	(		46, 001,	778)	(	1,081,962)
障		害	年		金		4, 097			7, 180,	069		1, 752, 519
17		Н	'		317.	(	4, 429)	(		7, 849,	863)	(	1, 772, 378)
			公社	务等			166			559,	522		3, 370, 614
	内	$\left\{ \right.$				(	182)	(		611,	036)	(	3, 357, 343)
		Ĺ	公社	努外			3, 931			6, 620,			1, 684, 189
						(	4, 247)	(		7, 238,	827)	(	1, 704, 456)
遺	族	厚	生	年	金		183, 747			246, 885,			1, 343, 616
		• •		,	_	(	151,003)	(		204, 147,		(	1, 351, 940)
<b>※</b> 2	旧職	域加	算遺	族絲	合付		184, 071			24, 165,			131, 281
		->4 /4H	)	- ~/ \ /I'	H 13	(	151, 372)	(		19, 399,	934)	(	128, 161)

I	I		İ		ı	1
遺族共済年金		450, 780		664, 359, 273		1, 473, 799
	(	476, 183)	(	703, 931, 948)	(	1, 478, 280)
← 公務等		1, 754		2, 803, 341		1, 598, 256
内	(	1,773)	(	2,841,180)	(	1,602,470)
公務外		449, 026		661, 555, 932		1, 473, 313
	(	474, 410 )	(	701, 090, 768)	(	1, 477, 816)
事		41,092		51, 150, 952		1, 244, 791
遺族年金	(	44,681)	(	55, 785, 051)	(	1, 248, 518)
		1, 208		2, 449, 860		2, 028, 030
内	(	1,292)	(	2, 625, 641)	(	2, 032, 230)
公務外		39, 884		48, 701, 092		1, 221, 068
	(	43, 389)	(	53, 159, 410)	(	1, 225, 182)
字		496		144, 975		292, 288
通算遗族年金	(	538)	(	157, 228)	(	292, 246)
*1厚 生 年 金	1,	135, 806		1, 322, 162, 140		1, 164, 074
合 計	( 1,	013, 896)	(	1, 178, 617, 931 )	(	1, 162, 464)
*2旧職域加算給付	1,	113, 670		217, 513, 664		195, 312
合 計	(	992, 411)	(	195, 889, 697)	(	197, 388)
*3旧共済制度年金	2,	047, 634		3, 143, 254, 690		1, 535, 067
合 計	( 2,	143, 089)	(	3, 309, 202, 805)	(	1, 544, 128)
<sup>※4</sup> 退 職 年 金						
数 <b>包</b> 温磁压 Δ		94, 954		259, 024		2, 728
終身退職年金 	(	30, 199)	(	96, 352)	(	3, 191)
有期退職年金		46, 261		131, 515		2, 843
(240月)	(	13, 203)	(	43, 575)	(	3, 300)
有期退職年金		31, 267		199, 927		6, 394
(120月)	(	9,766)	(	69, 597)	(	7, 126)
公務障害年金		34		58, 772		1, 728, 588
	(	16)	(	26, 929 )	(	1, 683, 081)
公務遺族年金		119		52, 213		438, 761
	(	80 )	(	36, 369)	(	454, 606)

- (注)1 ()の内の数は、令和元年度の実績である。
  - 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
  - 3 受給権者及び年金額には、全部又は一部支給停止者及びそれらの者に係る年金額を含む。
- ※1 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。
  - (老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金には、被用者年金制度の一元化後に裁定された、 平成二十四年一元化法附則第65条の規定により共済年金として支給されるものを含む。)
- ※2 平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。
- ※3 旧共済制度年金合計は、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。
- ※4 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

#### 4 長期給付積立金の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、令和2年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は19兆6,315億円となっている(第17表その(一)参照)。

退職等年金給付積立金の総額は1兆5,281億円となっている(第17表その(二)参照)。

経過的長期給付積立金の総額は19兆5,499億円となっている(第17表その(三)参照)。

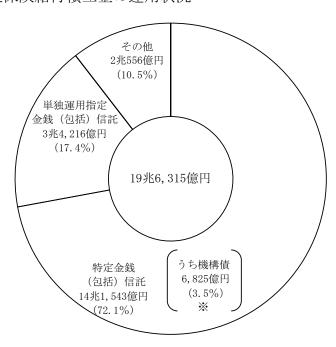
### 第17表 その(一) 厚生年金保険経理資産の状況

(単位:億円、%)

_				1		1								(単位:億	円、%)
	区分	地方公務組 合 通	員共済 直 合 会	地 方共 済	職員組合	公 立 共 済	学 校組 合	警察共	済組合	東京者共済	郡職員 組合	全国市町共済組合	丁村職員 計連合会	合	計
項目			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
有佃	<b></b> 証券	-	_	-	_	-	-	-	_	-	_	-	-	-	_
証券	<b>长投資信託</b>	-	-	=	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有佃	<b>T</b> 証券信託	-	-	=	-	=	=	-	-	=	-	=	-	-	-
生命	介保険	-	-	=	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合同	]運用指定金銭(包括)信託	-	-	28	1.6	=	=	-	-	=	-	=	-	28	0.0
特定	至金銭(包括)信託	101, 148	94. 1	=	-	7, 926	37. 6	12, 017	87. 4	521	24. 2	19, 930	39.8	141, 543	72. 1
単独	<b>赴運用指定金銭(包括)信託</b>	-	-	=	-	9, 210	43. 7	-	-	1, 149	53. 3	23, 858	47.6	34, 216	17. 4
その	0他	6, 353	5. 9	1, 708	98. 4	3, 957	18.8	1, 731	12.6	485	22. 5	6, 295	12.6	20, 528	10. 5
計		107, 500	100.0	1, 736	100.0	21, 093	100.0	13, 748	100.0	2, 154	100.0	50, 083	100.0	196, 315	100.0
投資	子不動産	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
宿泊	自経理への貸付金	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-	-
計		-	-	=	-	=	=	-	-	=	-	=	-	-	-
貸付	<b>†経理への貸付金</b>	-	_	=	-	_	=	-	-	-	-	=	-	-	_
その	)他への貸付金	-	-	=	-	=	=	-	-	=	-	=	-	-	-
計		-	-	=	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和2年度 厚生年金保険給付積立金	107, 500	100.0	1, 736	100.0	21, 093	100.0	13, 748	100.0	2, 154	100.0	50, 083	100.0	196, 315	100.0
合計	△和 0 左座 医田利同 N	F 70		0.00	(事務局)	4 40		4 40		4, 00		2 (1		4.00	
	令和2年度 運用利回り	5. 76		4. 08	(団体共済部)	4. 49		4. 42		4.00		3. 61		4. 93	

<sup>(</sup>注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。

### 第1図 厚生年金保険給付積立金の運用状況



(注)金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。業務運用分である。

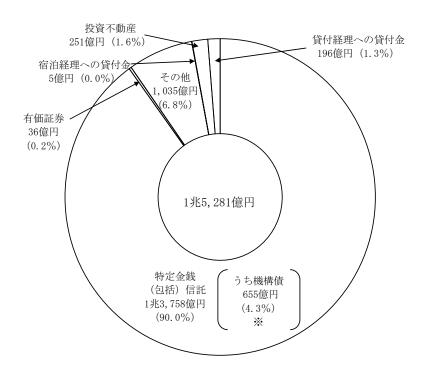
<sup>2</sup> 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第17表 その(二) 退職等年金経理資産の状況

(単位:億円.%)

													,	甲位:億	円、%)
	区分	地方公務組 合 通	5員共済 百 会	地方済	職員	公 立 共 済	学 校組 合	警察共	済組合	東京者共済	邓職 員組 合	全国市町共済組合	∫村職員 }連合会	合	計
項目			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
有価	証券		-	36	2. 2	-	-	_	-	_	-	-	-	36	0.2
証券	投資信託	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
有価	証券信託	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
生命	保険	_	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-
合同	運用指定金銭(包括)信託	_	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-
特定	金銭(包括)信託	753	99. 4	1, 310	80. 5	4, 869	98. 3	1, 372	82. 3	651	97. 9	4, 803	85. 6	13, 758	90.0
単独	運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	_	-	-		_	-	-	-	-	-	-
その	他	4	0.6	79	4.8	64	1. 3	70	4. 2	14	2. 1	805	14. 4	1,035	6.8
計		757	100.0	1, 425	87. 6	4, 932	99. 5	1, 442	86. 4	664	100.0	5, 609	100.0	14, 829	97.0
投資	不動産	_	-	24	1.5	-	_	226	13. 6	_	-	-	-	251	1.6
宿泊	経理への貸付金(不動産取得貸付)	-	-	5	0.3	-	-		_	-	-	-	-	5	0.0
計		-	-	29	1.8	-	-	226	13. 6	-	-	-	-	256	1.7
貸付	経理への貸付金	_	-	173	10.6	23	0. 5	_	_	_	-	-	-	196	1.3
その	他への貸付金	_	-	0	0.0	-	-		_	-	-	-	-	0	0.0
計		-	-	173	10.6	23	0. 5		-	-	-	-	-	196	1.3
	令和2年度 退職等年金給付積立金	757	100. 0	1,627	100.0	4, 955	100. 0	1,668	100.0	664	100. 0	5, 609	100.0	15, 281	100.0
合計	Associate ARRAGEN	0.00		0. 44	(事務局)	0.00		0.50		0.05				0.10	
	令和2年度 運用利回り	0. 33		0. 48	(団体共済部)	0. 36		0. 59		0. 35		0. 44		0. 42	

### 第2図 退職年金給付積立金の運用状況



(注)金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。 ※ 義務運用分である。

<sup>(</sup>注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

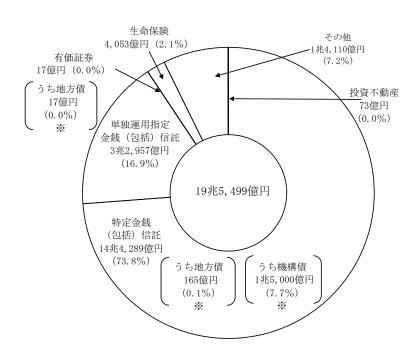
### 第17表 その(三) 経過的長期経理資産の状況

(単位:億円、%)

区分	地方公孙 組 合 词	务員共済 車 合 会	地方共済	職員組合	公 立 共 済	学 校組 合	警察共	済組合	東京者共済	邓 職 員 組 合	全国市町 共済組合	丁村職員 合連合会	合	計
項目		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
有価証券	17	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	17	0.0
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
生命保険	671	0.6	-	-	2, 545	13. 6	577	4.7	259	14. 5	_	-	4, 053	2. 1
合同運用指定金銭 (包括) 信託	-	-	6	0. 7	=	-	-	-	-	-	=	_	6	0.0
特定金銭 (包括) 信託	105, 560	93. 8	-	-	5, 881	31. 5	11, 030	90. 5	255	14. 3	21, 563	43.6	144, 289	73.8
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	8, 803	47. 2	-	-	1, 150	64. 4	23, 004	46. 6	32, 957	16. 9
その他	6, 334	5. 6	861	99. 3	1, 426	7. 6	523	4. 3	121	6.8	4, 839	9.8	14, 104	7. 2
計	112, 582	100. 0	867	100. 0	18, 656	99. 9	12, 130	99. 5	1, 784	100.0	49, 406	100.0	195, 426	100.0
投資不動産	-	-	-	-	12	0.1	62	0. 5	-	-	_	-	73	0.0
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
計	_	-	-	-	12	0.1	62	0.5	-	_	-	_	73	0.0
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-
計	_	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	_
令和2年度 経過的長期給付積立金	112, 582	100.0	867	100.0	18, 668	100.0	12, 192	100.0	1, 784	100.0	49, 406	100.0	195, 499	100.0
合 計 令和2年度 運用利回り	5. 71		0.13	(事務局)	5. 27		4. 80		6, 50		5. 59		5. 58	
10 10 2 干汉 (E/10年10日)	0.11		4. 19	(団体共済部)	0.21		1.00		0.00		0.00		0.00	

- (注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、経過的長期給付調整積立金の資産額である。
  - 2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

#### 第3図 経過的長期給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。 ※ 義務運用分である。

#### [IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の令和2年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理 64組合

(2) 医療経理 3組合

(3) 宿 泊 経 理 39組合

(4) 住 宅 経 理 2組合

(5) 貯 金 経 理 50組合

(6) 貸付経理 64組合

(7) 物 資 経 理 28組合

(8) 財 形 経 理 16組合

### (1) 組合別福祉経理設定一覧表

経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
組合名	<b>水</b> 庭	凸凉	11111		为1 <u>亚</u>	貝门	100 貝	がリカク	1870
地方職員共済組合	1	1	1		1	1	1		_
公立学校共済組合	1	1	1	1	_	1	_	_	_
警察共済組合	1	1	1	1	_	1	1	_	_
東京都職員共済組合	1	_	1	_	_	1	_	_	_
指定都市職員共済組合	10	_	_	_	2	10	_	_	_
市町村職員共済組合	47	_	33	_	44	47	26	14	_
都市職員共済組合	3	_	2	_	3	3	_	2	_
計	64	3	39	2	50	64	28	16	0

# (2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 7111 /7							1 J H Z		
		<b>E</b> 理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
組合名			PIVIC	E-///	інтн	1	V1 77	XII	1/4 54	7,4712	111/
指定都	市職員共済	組合									
札	幌	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	
JII	崎	市	$\circ$	_	_	_	0	$\bigcirc$	_	_	_
横	浜	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
名	古 屋	市	0	_	_	_	0	$\bigcirc$	_	_	_
京	都	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
大	阪	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
神	戸	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
広	島	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
北	九州	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
福	窗	市	0	_	_	_	_	$\bigcirc$	_	_	_
小		計	10	0	0	0	2	10	0	0	0
都市耶	<b></b>	且合									
北	海 道 都	市	0	_	0	_	0	$\bigcirc$	_	0	
仙	台	市	0	_	_	_	0	$\bigcirc$	_	_	_
愛	知 県 都	市	0	_	0	_	0	$\bigcirc$	_	0	_
小		計	3	0	2	0	3	3	0	2	0
合		計	13	0	2	0	5	13	0	2	0

# (3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

				ı	1	1	ı	1	( 11 J.H v	2年度末	-5611
45.4		経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
組合名	\ <u></u>	- 116									
北	海	道	0	_	0	_	0	0	0	_	_
青		森	0	_	0	_	0	0	0	_	_
岩		手	0	_	_	_	0	0	0	_	_
宮		城	0	_	0	_	0	0	0	_	_
秋		田	0	_	_	_	0	0	_	_	_
山		形	0	_	0	_	0	0	0	_	_
福		島	0	_	0	_	0	0	_	_	_
茨		城	0	_	0	_	0	0	0	0	_
栃		木	0	_	_	_	0	0	0	_	_
群		馬	0	_	_	_	0	0	0	- 0	_
埼		玉	0	_	0	_	0	0	0	0	_
千		葉	0	_	0	_	0	0	0	0	_
東	,	京	0	_	0	_	0	0	0	0	_
神	奈	Ш	0	_	0	_	0	0	0	0	_
新		潟	0	_	0	_	0	0	_	0	_
富一		山 	0	_	0	_	0	0	_	0	_
石		Ш	0	_	0	_	0	0	_	0	_
福		井	0	_	0	_	0	0	_	-	_
山		梨	0	_	0	_	0	0	_	0	_
長		野	0	_	_	_	_	0	0	_	_
岐		阜	0	_	0	_	0	0	_	_	_
静		岡	0	_	_	_	0	0	0	_	_
愛		知	0	_	0	_	0	0	_	_	_
三		重	0	_	0	_	0	0	0	_	_
滋		賀	0	_	0	_	0	0	_	0	_
京		都	0	_	0	_	0	0	_	0	_
大		阪	0	_	0	_	_	0	_	_	_
兵		庫	0	_	0	_	0	0	_	_	_
奈		良	0	_	_	_	0	0	_	_	_
和	歌	山	0	_	_	_	0	0	_	_	_
鳥		取	0	_	0	_	0	0	0	_	_
島		根	0	_	0	_	0	0	0	_	_
岡		Ш e	0	_	0	_	0	0	_	_	_
広		島	0	_	_	_	0	0	0	_	_
山海		口 白	0	_	0	_	0	0	_	_	_
徳		島	0		0	_	0	0	0	_	_
香		施	0	_	0	_	0	0	_	_	_ _
愛		媛	0	_	0		0	0	0	_	
高短		知	0		0	_	0	0	0		_
福		岡加	0	_	_	_	0	0	0	- (	_
佐		賀	0	_	_		0	0	_	0	
長		崎士	0	_	_	_	0	0	- (		_
熊		本ハ	0	_	_	_	-	0	0	_	_
大京		分岐	0	_	_	_	0	0	0 0	_	_ _
宮	Ι¤	崎	0	_	0	_	0	0	0	- (	_
鹿油	児	島畑	0	_	0	_	0	0	0	0	_
沖	^	縄	0		_	_	0	O -	_	_	_
連	合	会		_	0	_			-	0	_
	計		47	0	33	0	44	47	26	14	0

# 2 福祉事業の令和2年度の収支状況は、次のとおりである。

## (1) 保健経理収支状況

費目	支	出	費		目	収	入
		千円					千円
職員給与		4, 156, 661	負	担	金		30, 192, 685
厚生費		24, 136, 440	掛		金		29, 023, 179
旅費		12, 463	補	助	金		4, 501, 692
事務費		412, 004	施	設 収	入		1, 186, 076
減価償却費		200, 918	利,	息及び配	当 金		779, 284
助成金及び交付金		3, 728	そ	$\mathcal{O}$	他		5, 202, 912
医療経理へ繰入		26, 877					
宿泊経理へ繰入		4, 034, 539					
保健経理へ繰入		58,000					
そ の 他		36, 370, 557					
合 計 ( A )		69, 412, 187	合	計 ( E	3 )		70, 885, 828
			差引	; (B) —	(A)		1, 473, 641

### (2) 医療経理収支状況

費	目	支 出	費目	収 入
		千円		千円
職員給	与	29, 792, 991	施設収入	3, 509, 811
旅	費	10, 671	保険患者収入	1, 150, 562
事務	費	183, 640	一般患者収入	47, 918
事業用消耗品	費	235, 483	内部患者収入	425, 728
薬 品	費	9, 272, 050	検 診 収 入	9, 220
医療材料	費	4, 341, 346	老人保健患者収入	_
飲食材料	費	438, 506	入院診療収入	34, 777, 004
光熱水	料	948, 751	外来診療収入	16, 170, 092
減価償却	費	3, 111, 452	雑 診 療 収 入	156, 110
修繕	費	757, 391	利息及び配当金	107, 843
負 担	金	67, 192	保健経理より繰入	26, 877
支 払 利	息	_	そ の 他	8, 743, 677
そ の	他	15, 395, 418		
合 計 ( A	)	64, 554, 891	合 計 ( B )	65, 124, 842
			差引 (B) - (A)	569, 951

# (3) 宿泊経理収支状況

費		II	支	出	費			目	収	入
				千円						千円
職員	給	与		6, 470, 775	補	助	b	金		70, 314
旅		費		9, 460	寄	饼	ţ	金		34, 339
事	務	費		205, 211	施	設	収	入		12, 345, 699
商品	仕	入		631, 189	商	品	売	上		975, 802
事業用	消耗品	費		798, 840	利息	息及で	が配き	当金		293, 874
飲食材	材 料	費		1, 978, 928	賃	貸	Ì	料		1, 087, 976
光 熱	水	料		2, 523, 174	保货	建経理	より	繰入		4, 034, 539
燃	料	費		83, 749	そ	O.	)	他		8, 906, 066
減価値	賞却	費		4, 868, 750						
修	繕	費		1, 720, 531						
賃	借	料		835, 424						
委託	管 理	費		2, 807, 616						
負	担	金		1, 710, 509						
支 払	利	息		22, 768						
そ (	か	他		12, 427, 210						
合 計	( A	)		37, 094, 134	合	計	(В	)		27, 748, 609
					差引	(B)	_ (	(A)	2	△ 9, 345, 525

# (4) 住宅経理収支状況

費	目	支 出	費目	収 入
		千円		千円
職員給	与	28, 217	補 助 金	_
旅	費	73	施設収入	31, 403
事務	費	5, 349	利息及び配当金	329
減価償却	費	29, 816	その他	217, 290
負 担	金	1,807		
支 払 利	息	_		
その	他	1, 476, 771		
合 計 ( A	)	1, 542, 033	合 計 ( B )	249, 022
			差引 (B) - (A)	$\triangle$ 1, 293, 011

# (5) 貯金経理収支状況

費		目	支	出	費	目	収	入
				千円				千円
職	員 給	与		1, 261, 284	利息及び	配当金		45, 553, 190
旅		費		3, 795	保 険 手	数料		10, 319
事	務	費		149, 392	そ の	他		3, 190, 254
支	払 利	息		40, 655, 103				
そ	0)	他		2, 319, 190				
合	計 ( A	)		44, 388, 764	合 計 (	в )		48, 753, 763
					差引 (B)	— (A)		4, 364, 999

## (6) 貸付経理収支状況

費	目	支	出	費目	収 入
			千円		千円
職員給	与		1, 709, 725	貸倒引当金戻入	7, 604
厚 生	費		3, 278	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	169, 046
旅	費		2, 732	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	_
事務	費		159, 202	保険料充当金	473, 682
保険	料		1, 518, 226	保 険 負 担 金	_
貸付金保険	料		266, 508	そ の 他	5, 718, 764
負 担	金		229, 871		
支 払 利	息		1, 461, 153		
そ の	他		2, 379, 455		
合 計 ( A	)		7, 730, 150	合 計 (B)	6, 369, 096
				差引 (B) - (A)	△ 1,361,053

# (7) 物資経理収支状況

費		目	支 出	費目	収 入
			千円		千円
職	員 給	与	242, 164	施 設 収 入	98, 618
旅		費	543	商品売上	3, 281, 019
事	務	費	30, 754	商品販売益	55, 495
商	品 仕	入	3, 165, 263	販 売 手 数 料	3, 510
飲	食 材 料	費	16, 108	受託商品手数料	364, 989
販	売	費	3, 971	利息及び配当金	50, 731
減	価 償 却	費	4, 948	広 告 料	2, 883
負	担	金	52, 008	保 健 経 理 よ り 相 互 繰 入	72, 719
支	払 利	息	139, 219	そ の 他	258, 975
そ	Ø	他	519, 487		
合	計 ( A	)	4, 174, 465	合 計 ( B )	4, 188, 939
				差引 (B) - (A)	14, 474

## (8) 財形経理収支状況

費		目	支	出	費		目	収	入
				千円					千円
職	員 給	与		_	補	助	金		_
旅		費		_	利 息	及び配	当金		1
事	務	費		_	そ	$\mathcal{O}$	他		2, 526
支	払 利	息		2, 500					
そ	Ø	他		67					
合	計 ( A	)		2, 567	合 書	+ ( ]	в )		2, 527
					差引	(B) -	(A)		△ 40

#### Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

### [1] 地方議会議員の概況

令和2年4月1日現在の地方議会議員の総数は32,340人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会2,628人、市議会議員共済会18,865人、町村議会議員共済会10,847人である。

#### [Ⅱ] 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成23年6月1日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和2年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の100分の19.1、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額の100分の35.4となっている。

#### [Ⅲ] 収支の概況(給付経理)

令和2年度の収支の状況は、収入499億円、支出496億円で、差引3億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金498億円(全体の99.8%)、利息及び配当金1億円(同0.2%)である。一方、支出の主な内訳は、退職年金331億円(全体の66.8%)、退職一時金8億円(同1.7%)、遺族年金157億円(同31.6%)となっている。